

愛媛県庁渇水対応マニュアル

令和2年2月策定

令和2年4月改正

令和3年4月改正

令和5年4月改正

令和7年5月改正

愛 媛 県 土 木 部

目 次

1	本マニュアル策定の背景・趣旨	1
	(1) 愛媛県の地勢	
	(2) 気候変動による異常気象	
	(3) 頻発する渇水の危機	
2	渇水の定義	2
3	渇水対応の各主体	
	(1) 渇水調整協議会等	3
	(2) 市町	3
	(3) 県	3
	(4) 自衛隊・民間企業等	4
4	渇水レベルの設定	5
5	県における渇水対策組織	
	(1) 愛媛県渇水対策庁内連絡会議	6
	(2) 愛媛県渇水対策本部	7
6	各課室の役割・行動	9
7	被害状況等の取りまとめ・報告	28
	(1) 定期報告	
	(2) 特別（緊急）報告	
8	県において実施・検討する渇水対策・支援メニュー	29
	(1) 各課室所管施設の節水対策	
	(2) 各課室における県民生活・事業活動支援メニュー	
	(3) 用水の確保	
9	県以外からの協力・支援体制	30
	(1) 広域レベルで協定締結しているもの	
	(2) 市町レベルで組織（協議会）設置又は協定締結しているもの	
	(3) 民間との協力体制	
	(4) 自衛隊による支援	

[参 考]

○愛媛県渇水対策本部要綱（平成19年6月制定）	31
○愛媛県渇水対策庁内連絡会議要綱（平成19年6月制定）	34
○河川法〔抄〕（昭和39年法律第167号）	36

[資料編]

- 1 県内の渇水対応体制及び過去の対応状況 38
- 2 各市町の水源・給水域の状況 39
- 3 気象データから分かる渇水危機
 - (1) 日本の平均気温の経年変化 46
 - (2) 日本の降水量の経年変化 47
 - (3) // (夏季と通年との比較) .. 48
 - (4) 台風の発生個数と接近数・上陸数の割合 49
 - (5) 無降雨日数の推移 49
 - (6) 豪雨日数の推移 50
- 4 過去の渇水アーカイブ
 - (1) 平成6～7年渇水（県渇水対策本部設置） 51
 - (2) 平成14～15年渇水（県渇水対策庁内連絡会議設置） 64
 - (3) 平成19年渇水（ // ） 68
 - (4) 平成20年渇水（ // ） 70
 - (5) 平成21年渇水（ // ） 72
 - (6) その他（渇水対応に係る県組織の立ち上げに至ら
なかつたものの、渇水対応を準備していた年の状況） 74
- 5 海水淡水化装置の導入状況 77
 - (1) 本県の導入状
 - (2) 県外の導入状況

1 本マニュアルの策定の背景・趣旨

このマニュアルは、以下のような背景や趣旨から、渇水対応に入る前の段階から有事の際に至るまでの県の取るべき行動について、あらかじめ取り決めておき、最前線で渇水対応に当たる市町とともに県が適切に対応することにより、県民生活の安全・安心に寄与することを目的として策定したものである。

なお、本マニュアルの内容は、最新の知見に基づき、随時更新するものとする。

(1) 愛媛県の地勢

愛媛県は、典型的な瀬戸内海型気候であり、降水量は、宇和海に面した地域や山間部を除いて、全国平均よりも少なくなっている。特に、松山市や今治市などを含む瀬戸内海沿岸部は、西日本最高峰の石鎚山（標高1,982m）や四国カルストを含む四国山地と中国山地とに挟まれ、夏は南から、冬は北からの湿った季節風がそれぞれの山地に当たり降水させた後、乾いた風となり山を越えて瀬戸内海側に吹き込むため、年間を通じて降水量が少なくなっている。

また、愛媛県では、高知県境にある四国山地から重信川・肱川などの河川が数多く流れ出しているが、急峻な地形のため水源から海までが極めて近いこと、分水嶺が海に迫っていることなどから、降った雨はすぐに海に流出してしまい、県土に涵養^{かん}される水量はわずかである。

こうした地勢を有する愛媛県は、古くから、水資源の確保に苦勞してきた。

(2) 気候変動による異常気象

近年、温暖化等の気候変動により、平成30年7月の西日本豪雨や令和元年に日本列島に相次いで襲来した台風などによる短時間豪雨は増加し、多大な被害をもたらす一方で、無降雨日の増加傾向が見られており、水源からの取水制限は全国各地で毎年のように繰り返されている。

(3) 頻発する渇水の危機

本県においては、平成6年に、主に梅雨から夏季にかけての降水量の不足を原因とする深刻な渇水に陥り、松山市において61日間続いた5時間給水等、県内各地で時間断水を強いられた経験があるが、この年以降も、県内各地で頻繁にダム^{ダム}の取水制限や減圧給水に至る事態が続いており、今後も、気候変動の影響により、渇水の頻発化、長期化、深刻化の懸念が拭えない。仮に水源の枯渇に至った場合には、いうまでもなく、県民生活や社会経済活動に深刻かつ重大な支障を及ぼすこととなることから、平成6年の大渇水級の危機は再び起こるものと認識し、こうした事態に常日頃備えておくことが肝要である。

2 渇水の定義

「渇水」は、「日本の水資源の現況」（国土交通省 水管理・国土保全局水資源部）用語の解説において、次のとおり定義されている。

- 一般的には、水資源としての河川の流量が減少又は枯渇した状態をいう。
- 流域の降水量が相当程度の期間にわたって継続して少なくなり、河川への流出量が減少したため…
 - ・（自然現象として）河川の流量が確保すべき流量より少ない流量が継続する状態をいう。
 - ・（需要面からみて）ダム等の水資源開発施設からの通常の補給を行うことが困難となり、平常時の取水方法で必要な量の取水を完全には行えなくなった状態をいう。

なお、災害対策基本法においても、「渇水（干害）」は災害として定義されている。

【災害対策基本法】（昭和36年11月15日公布）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 **災害** 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り**その他の異常な自然現象**又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

このうち、その他の異常な自然現象について、『逐条解説 災害対策基本法』において、以下のとおり記載されている。

【逐条解説 災害対策基本法（防災行政研究会編集）】（P71 第2条 定義）

「**その他の異常な自然災害**」としては、冷害、**干害**、雹害、霜害、旋風、山崩れ、土地隆起、土地の沈降等が含まれる。

3 渇水対応の各主体

(1) 渇水調整協議会等

各水系の利水者や河川管理者で組織し、渇水の危機が迫った時には、水源からの取水制限等の対策を実施するため、構成員間で協議し、決定を行う。

(2) 市町

水源の枯渇は、県民生活に直接かつ重大な影響を及ぼすことから、住民に身近な市町において、適時適切に具体的な対応を始めることが求められる。具体的には、渇水対策本部等の組織を設置して、市町の組織を挙げて住民に対する節水啓発等の対策を早い段階から実施する。

(3) 県

(2) の市町が行う渇水対応に関し、総合的な渇水対策を推進するため、あらゆる方面からの情報収集^{※1}に努めるとともに、広域調整の観点から、複数の市町で渇水対応が生じた場合で要件を満たすとき（「4 渇水レベルの設定」において規定する「渇水レベル2」となったとき）は、県の渇水対応のための組織を立ち上げて、渇水対応に当たるものとする。具体的には、県施設の節水対応に取り組むほか、県独自の節水対策に係る広報^{※2}を行う。

また、渇水の状況が更に深刻化し、県民生活に重大な支障が生じた場合は、県自ら県民生活への支援などに取り組むものとする。

※1 情報収集

- ・市町・民間企業・各種団体等の渇水対応に関する情報
- ・各水源の取水制限等の渇水調整に関する情報
- ・気象情報（少雨に関する情報・台風情報） など

※2 広報

県ホームページ・県民だより・県政広報番組・ラジオ・新聞広告など使用できるチャンネルをフル稼働し、次の内容について呼び掛け・情報提供等を行う。

- ・市町の節水PRの取組みを報道
- ・県自ら節水PR
- ・県民への協力要請
- ・大口利用者への節水協力要請
- ・住民や企業に対する影響・被害の状況
- ・給配水の状況
- ・渇水解消に向けた今後の見通し

(4) 自衛隊・民間企業等

物資（生活用水を含む。）の運搬や海水淡水化装置の設置など、県民生活への支援を自発的に、又は県からの要請に応じて対応する（平成6年渇水時において、協力をいただいた実績あり）。

4 渇水レベルの設定

県が適時かつ的確に渇水対応に取り組むため、平常時を除き、渇水の深刻度の軽い順に次のとおり5段階のレベルを設定し、各課室が具体的な行動を取るための目安とするとともに、後記「5 県における渇水対策組織」において規定する連絡会議、対策本部等の組織の設置及び解除の判断基準として運用する。

渇水レベル		判断基準（時期）	対処内容
平常時		渇水が意識されないような日頃から、河川管理者・ダム設置者・各利水者（生活用水・農業用水・工業用水）の関係課は、降水量等の気象やダム貯水率等の水源データを注視し、渇水の予兆の把握に努めるものとする。	
注意体制	レベル1	降水量の少ない状況が続き、各水源の渇水調整協議会等が開催され、又は県内の水源のいずれかで取水制限等が開始された時期	回覧板による庁内関係課間の情報共有を開始
警戒体制	レベル2	複数の市町において、生活用水、工業用水又は農業用水に係る支障が報告された時期、又は発生する恐れが生じ、具体的な渇水対策が実施された時期	連絡会議の設置 節水PRの開始
	レベル3	水源からの取水制限や給水制限（初期段階の程度が軽いもの）の措置が複数の市町において発生し、気象状況からある程度長期にわたって継続すると見込まれる場合	対策本部への移行を検討
非常体制	レベル4	給水制限（時間給水など程度の重いもの）の措置が複数の市町において発生し、県民生活や産業活動等への影響が顕著となる時期	対策本部の設置
	レベル5	既存の水源の枯渇が迫り、県として県民生活や産業活動等を守るための施策の積極的な実施が求められる時期	生活用水の運搬等代替水源の確保策の検討・実施

5 県における渇水対策組織

(1) 愛媛県渇水対策庁内連絡会議（渇水レベル2・3）

「愛媛県渇水対策庁内連絡会議要綱」（平成19年6月制定。以下「会議要綱」という。）に基づく愛媛県渇水対策庁内連絡会議（このマニュアルにおいて「連絡会議」という。）は、前記「4 渇水レベルの設定」において規定する「渇水レベル2」（警戒体制）に達したと認められる場合において、次により設置する。

①事務局（会議要綱第6条参照）

連絡会議の事務局は、土木部河川港湾局河川課に置く。

また、設置及び解散の判断は、同課で行う。

②協議事項（会議要綱第3条参照）

ア 渇水情報の集約及び分析

イ 渇水被害の把握

ウ 渇水対策の検討

エ その他会長（土木部河川港湾局長）が必要と認める事項

③設置時期（会議要綱第2条参照）

県内の複数の市町において、当該市町のいずれかで生活用水、工業用水又は農業用水に係る支障（水の出が悪くなる、企業の生産活動の縮小を余儀なくされるなど）等が報告されたとき、又は発生する恐れが生じ、具体的な渇水対策（取水制限、節水対策など）が実施された場合に、気象状況を踏まえて設置する。

④解散時期（会議要綱第2条参照）

連絡会議は、次のア又はイを満たす場合に、解散するものとする。

ア 対策本部が設置されたとき。この場合においては、連絡会議から対策本部へ自動的に移行するとともに、連絡会議は解散するものとする。

イ 渇水解消の見通しがついたとき。具体的には、次のような状況に至り、連絡会議が設置された際の渇水の要因が解消され、各市町の渇水対策本部等が全て解散となり、又は当該市町で実質的な渇水対応を終了したときに、解散するものとする。

- ・連絡会議設置の要因となっている水源状況に関して、台風や梅雨時期の降雨等によりある程度の降水量があったこと等により、当該水源の貯水率が現に取水制限を緩和する程度にまで回復し、その後平年並み程度まで回復すると見込まれる目途が立ったとき。

- ・各水源状況の回復により、各水源からの取水制限や上水道の減圧給水等の給水制限が次第に解消（緩和）され、用水の具体的な支障が回避される見通しとなったとき。

・気象情報から、今後も継続的な降水が期待できると判断されるとき。

(2) 愛媛県渇水対策本部（渇水レベル4・5）

「愛媛県渇水対策本部要綱」（平成19年6月制定。以下「本部要綱」という。）に基づく愛媛県渇水対策本部（このマニュアルにおいて「対策本部」という。）は、前記「4 渇水レベルの設定」において規定する「渇水レベル4」（非常体制）に達したと認められる場合において、次により設置する。

①事務局（本部要綱第8条参照）

対策本部の事務局は、土木部河川港湾局河川課に置く。

また、設置及び解散の判断は、同課で行う。

②任務（本部要綱第3条参照）

- ア 全県的な渇水情報の集約及び分析
- イ 全県的な渇水被害の把握
- ウ 全県的な渇水対策の取りまとめ及び県民、企業等への広報活動
- エ 渇水地域に対する広域的な用水確保対策の調整及び指導
- オ 渇水被害を防止し、又は軽減するための応急対策の実施
- カ その他必要とする事項

③設置時期（本部要綱第2条参照）

水源の取水制限などにより、県民生活に欠くことのできない生活用水、農業用水及び工業用水が著しく不足した場合に、次のア又はイを満たす場合に設置する。

ア 県内の複数の市町において生活用水の給水制限が実施された場合で、県民生活や産業活動に重大な影響を及ぼすおそれがあり、被害の規模、社会的影響等を考慮し、県庁一丸となって対策を講じる必要があると知事が認めるときに設置する。なお、これに先立って連絡会議を立ち上げていた場合は、連絡会議から対策本部へ移行するものとする。

イ その他知事が必要と認めるとき。

④解散時期（本部要綱第2条参照）

渇水解消の見通しがついたとき。具体的には、次のような状況に至り、対策本部が設置された際の渇水の要因が解消され、各市町の渇水対策本部等が全て解散となり、又は当該市町で実質的な渇水対応を終了したときに、解散するものとする。

なお、原則として、対策本部から連絡会議への移行は行わないものとする。

- ・対策本部設置の要因となっている水源の枯渇状態に関して、台風や梅雨時期の降雨等により相当の降水量があったこと等により、当該水源の貯水率が現に平年並み程度まで回復し、又は同程度まで回復すると見込まれる目途が立ったとき。

- ・各水源状況の回復により、各水源からの取水制限や上水道の断水、減圧給水等の給水制限が次第に解消（緩和）され、県民生活や産業活動への影響が回避される見通しとなったとき。
- ・気象情報から、今後も継続的な降水が期待できると判断されるとき。（ただし、対策本部の解散に当たっては、松山地方气象台等の意見も得ながら、より慎重に判断するものとする。）
- ・他県や国など広域的な支援を受けていた場合で、当該支援の必要がなくなったとき。

⑤ 地方対策本部（本部要綱第6条参照）

本部設置の要因となった渇水状況にある市町（以下「要因市町」という。）を管轄する地方局を単位として設置する渇水対策本部の地方組織である。

本部要綱においては、「本部長（知事）が必要と認めるとき」に「設置することができる」こととしているが、実務上の取扱いとしては、要因市町を管轄する地方局においては、原則として、対策本部の設置と同時に設置するものとし、その他の地方局においては、その後の気象状況等により当該地方局所在の市町において渇水の状況が顕著になった場合に、設置を検討するものとする。

ア 事務局

地方対策本部の事務局は、当該地方局地域産業振興部総務県民課に置く。

イ 設置時期

要因市町を管轄する地方局においては、対策本部の設置と同時に設置する。その他の地方局においては、その後の渇水の状況を踏まえて設置する。

ウ 任務

本部の指示に従い、管内における対策本部の任務に従事するとともに、情報収集等の窓口として、管内の情報を集約・整理し、対策本部に連絡することを任務とする。

エ 特例設置

県内で渇水対応を行っている市町が一つしかない状況（県の組織を立ち上げる状況にない状況）であっても、県民の大部分の生活に大きな影響が見込まれる場合（松山市や今治市など人口規模の大きな市町の場合）や、干ばつによる農作物への被害が出るなど本県の主要産業である第1次産業に多大な影響が見込まれる場合（特に南予地方の市町）等は、地方対策本部のみを立ち上げることもあり得ることとする。

この場合において、本庁においては、当該地方対策本部の活動の後方支援を行うため、連絡会議相当の組織を併存させることとする。

⑥ 幹事会（本部要綱第7条参照）

対策本部の実働部隊として、対策本部の設置と同時に設置するものであり、関係課長で構成し（後記「6 各課室の役割・行動」の表の「課室名」欄に●

又は▲で示す課)、本部の事務に従事させる。

6 各課室の役割・行動

渇水対応に係る庁内各課室の役割及び渇水レベルごとの行動内容については、次ページからの表のとおりである。各課室は、有事の際には、同表に基づき、渇水対応に当たるものとする（県庁版タイムラインとして運用）。

なお、各課室は、レベル2以降においては連絡会議からの指示、レベル4以降においては対策本部からの指示を受けて行動することを基本とするが、緊急を要する場合等に、各課室の所掌事務の範囲内において独自に対応することを妨げない。

【庁内各課室の渇水対応に係る役割等】

部名	課室名	役割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
総務部	行政経営課 ●	総務部関係団体・施設に関すること（総括）。★	庁内関係各課との情報共有開始	連絡会議委員として従事（課長） ⇒ 部内各課室との連絡調整及び所管の団体・施設所管課からの情報取りまとめ	⇒	⇒	対策本部幹事として従事（課長） ⇒ 部内各課室が検討する県民生活の支援対策の総括
	財産活用推進課	県庁舎（地方機関庁舎を除く。）に関すること。 ◎ ※庁舎所在市町が渇水対応を行っている場合に限る。	・洗面所等に節水の掲示	連絡会議委員として従事（課長） (レベル1の対応継続) ・職員に対し、庁内放送や全庁掲示板による節水の呼び掛け	連絡会議委員として従事（課長） (レベル2の対応継続) ・本庁舎の共有スペースに渇水状況が分かる展示物を掲示 ・本庁舎入居団体（食堂、喫茶等）への節水の協力要請	連絡会議委員として従事（課長） (レベル3の対応継続) ・小便器及び手洗い等の水量調整 ・節水ゴマの設置 ・樹木等への散水の中止及びかん水対応 ・公用車の洗車制限（ホース洗車からバケツ洗車へ変更） ・本庁舎入居団体への節水指導	対策本部幹事として従事（課長） (レベル4の対応継続) ・小便器及び手洗い等の一部閉鎖 ・樹木等へのかん水中止 ・原則として、公用車の洗車中止 ・水冷式空調運転の制限又は中止

【凡 例】

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

	人事課	○	渇水対応に係る組織体制に関すること。	★	—	—	—	対策本部幹事として従事（課長） 庁内の業務執行状況の注視及び情報収集	庁内の業務執行状況に応じ、組織体制の見直しについて適宜対応
部名	課室名	役割	渇水レベルごとの具体的行動内容						
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5		
総務部	財政課	○	渇水対策に係る予算編成に関すること。	★	—	—	—	対策本部幹事として従事（課長） ・予算執行の調整 ・予算編成方針の策定	⇒
	市町振興課	○	市町の行財政等に係る一般的助言に関すること。	★	市町と情報共有を図るとともに、必要な助言の実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	私学文書課		私立学校に関すること。	◎	—	私立学校への節水啓発等の実施	取水・給水制限の措置状況の周知	私立学校の状況及び水源が枯渇した場合の影響等の把握	⇒

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
 「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
 「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部名	課室名	役割	渇水レベルごとの具体的行動内容					
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5	
企画振興部	総合政策課	● 企画振興部関係団体・施設に関すること(総括) ★	庁内関係各課との情報共有開始	連絡会議委員として従事(課長) 部内各課室との連絡調整及び所管の団体・施設所管課からの情報取りまとめ	⇒	⇒	⇒	⇒
	地域政策課 交通政策室	○ 交通運輸関係団体に関すること ◇	—	—	トラック協会等との協定に基づく、生活必需品(飲料水等)輸送依頼に係る事前の調整を行うなど、臨機応変に対応	⇒	⇒	⇒
	広報広聴課	○ 渇水対策に係る広報に関すること ★	県の節水への取組みや節水要請等について、可能な媒体により広報を実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印(更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印)又は▲印(地方対策本部を設置する地方局のみ)を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
 「★」: 総務企画対応 「◎」: 利用者対策 「□」: 用水確保に係る調整・支援 「◇」: 具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
 「—」: 当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部名	課室名	役割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
観光スポーツ文化部	地域スポーツ課 ●	観光・スポーツ・文化部関係団体・施設に関すること（総括）。★	部内関係各課との情報共有開始	連絡会議委員として従事（課長）	⇒	⇒	部内各課室が検討する県民生活の支援対策の総括
		市町が所管するスポーツ施設に関すること。◎	—	—	情報収集の実施	⇒	⇒
	文化振興課	市町が所管する文化施設に関すること。◎	—	—	情報収集の実施	⇒	⇒
	観光国際課	県内観光施設・観光団体等に関すること。◎	—	各観光施設・観光団体に対する節水の呼び掛け	⇒	・各観光施設・観光団体に対する一層の節水の呼び掛け ・観光施設運営状況に関する情報発信の呼び掛け	⇒
県内観光客の対策に関すること。◎		—	庁内関係課との情報共有開始	観光情報サイトや外国人向けに多言語での情報発信	⇒	⇒	

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部名	課室名	役割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
保健福祉部	保健福祉課 ●	保健福祉部関係団体・施設に関すること(総括) ★	庁内関係各課との情報共有開始	連絡会議委員として従事(課長) 部内各課室との連絡調整及び所管の団体・施設所管課からの情報取りまとめ	⇒	⇒	対策本部幹事として従事(課長) 部内各課室が検討する県民生活の支援対策の総括
		救護施設に関すること ◎	適宜、情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 適宜、情報収集 関係機関・団体との連携確認 施設への節水啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡体制(本庁、地方局・支局、救護施設)の確立 施設への節水啓発 施設のニーズ把握 取水制限が強化された場合の影響・対応予定調査 	<ul style="list-style-type: none"> 適宜、情報収集 関係機関、団体との連携の窓口 施設のニーズ把握 水源が枯渇した場合の影響・対応予定調査 	<ul style="list-style-type: none"> 適宜、情報収集 施設のニーズ把握 代替水源・施設の確保等への調整
	医療対策課 ◎	医療機関に関すること ◎	—	<ul style="list-style-type: none"> 病院など医療機関へ情報提供(えひめ医療情報ネットのHPに掲載) 医師会等関係団体へ情報提供(メール) 災害医療コーディネータに情報提供(メール) 	(レベル2の対応継続) <ul style="list-style-type: none"> 広域災害救急医療情報システム(EMIS)を「警戒モード」に切り替え、病院の給水ニーズを調査 医師会等関係団体から診療所等の給水ニーズを調査 適宜、各市町と連携して医療機関へ給水支援 	(レベル3の対応継続) 適宜、人工透析患者、入院患者等の移送を検討	(レベル4の対応継続) 適宜、人工透析患者、入院患者等の移送に係る搬送車両・医療救護班・宿泊先の確保

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印(更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印)又は▲印(地方対策本部を設置する地方局のみ)を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
 「★」: 総務企画対応 「◎」: 利用者対策 「□」: 用水確保に係る調整・支援 「◇」: 具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
 「—」: 当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」: 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部名	課室名	役割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
保健福祉部	薬務衛生課	衛生対策指導に関すること。◎	—	適宜、情報収集	⇒	・衛生対策・啓発の実施 ・衛生状態悪化に関する状況把握	衛生状態悪化事案に対する対応検討
		公衆浴場に関すること。◎	—	・適宜、情報収集 ・節水への協力要請	⇒	・公衆浴場の経営状況の把握 ・一層の節水への協力要請	⇒
	子育て支援課 障がい福祉課 長寿介護課	児童福祉施設、社会福祉施設等に関すること。◎	地方局と連携の上、情報収集開始	・適宜、情報収集 ・関係機関・団体との連携確認 ・施設への節水啓発	・施設への節水啓発 ・施設のニーズ把握 ・取水制限が強化された場合の影響・対応予定調査	・適宜、情報収集 ・関係機関、団体との連携の窓口 ・施設のニーズ把握 ・水源が枯渇した場合の影響・対応予定調査	・施設のニーズ把握 ・代替水源・施設の確保等への調整

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部名	課室名	役割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
経済労働部	産業政策課 ●	経済労働部関係団体・施設に関すること(総括) ★	庁内関係各課との情報共有開始	連絡会議委員として従事(課長) ⇒ 部内各課室との連絡調整及び所管の団体・施設所管課からの情報取りまとめ	⇒	⇒	⇒ 対策本部幹事として従事(課長)
		県内企業に関すること ◎	—	—	⇒ 県内企業への影響について、情報収集	⇒	⇒ 部内各課室が検討する県民生活、県内企業等への支援対策の総括
	企業立地課 ●	工業用水に関する情報収集等に関すること □	・庁内関係各課との情報共有開始 ・工水取水制限に関する情報収集 ・工水給水先企業等への影響に関する情報収集	連絡会議委員として従事(課長) ⇒ ・工水取水制限に関する情報収集 ・工水給水先企業等への影響に関する情報収集	⇒	⇒	⇒ 対策本部幹事として従事(課長)
経営支援課	金融支援に関すること ◇	関係各課、関係機関との情報共有	⇒	⇒	⇒	⇒	

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印(更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印)又は▲印(地方対策本部を設置する地方局のみ)を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
 「★」: 総務企画対応 「◎」: 利用者対策 「□」: 用水確保に係る調整・支援 「◇」: 具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
 「—」: 当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」: 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部名	課室名	役割	渇水レベルごとの具体的行動内容					
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5	
農林水産部	農政課 ●	農林水産部関係団体・施設に関すること(総括) ★	庁内関係各課との情報共有開始	連絡会議委員として従事(課長)	⇒	⇒	対策本部幹事として従事(課長)	
		農林水産物被害の状況把握に関すること(総括) ★	—	部内各課室との連絡調整及び所管の団体・施設所管課からの情報取りまとめ	⇒	⇒	部内各課室が検討する県民生活の支援対策の総括	
	農業経済課	農業被害に対する農業保険に関すること ◇	—	関係各課、関係機関との情報共有	⇒	⇒	農作物への被害調査取りまとめ	⇒
		農業被害に対する金融支援に関すること ◇	—	関係各課、関係機関との情報共有	⇒	⇒	・関係各課、関係機関との情報共有及び連携 ・関係各課、関係機関との情報共有及び連携 ・農業共済組合に対する損害防止の周知、被害の早期把握、適切かつ迅速な損害評価等の指導	・関係各課、関係機関との情報共有及び連携 ・早期支払及び仮渡しに向けた、農業共済組合に対する適切かつ迅速な損害評価等の指導及び状況確認
		農業被害に対する金融支援に関すること ◇	—	関係各課、関係機関との情報共有	⇒	⇒	・関係各課、関係機関との情報共有及び連携 ・関係各課、関係機関との情報共有及び連携 ・HP等で利用できる資金等の周知	・関係各課、関係機関との情報共有及び連携 ・関係各課、関係機関との情報共有及び連携 ・HP等で利用できる資金等の周知 ・相談窓口の開設
		農業被害に対する金融支援に関すること ◇	—	関係各課、関係機関との情報共有	⇒	⇒	・関係各課、関係機関との情報共有及び連携 ・関係各課、関係機関との情報共有及び連携 ・HP等で利用できる資金等の周知	・関係各課、関係機関との情報共有及び連携 ・関係各課、関係機関との情報共有及び連携 ・HP等で利用できる資金等の周知 ・相談窓口の開設

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
 「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
 「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部名	課室名	役割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
農林水産部	農地整備課 ●	農業用水（農業用水ダム及びため池を含む。）に関すること。 □	・適宜、情報収集 ・庁内関係各課との情報共有開始	連絡会議委員として従事（課長） 庁内関係各課との情報共有	⇒	対策本部幹事として従事（課長） 代替水源確保支援策の検討	代替水源確保支援策の検討・実施
	農産園芸課 ●	農作物に関する状況把握に関すること。 ◎	・庁内関係各課との情報共有開始 ・地方機関からの情報収集開始	連絡会議委員として従事（課長） ・地方機関からの情報取りまとめ ・農作物への影響調査開始	⇒	対策本部幹事として従事（課長） ・地方機関からの情報取りまとめ ・農作物への影響調査取りまとめ	⇒
		渇水時における技術指導に関すること。 ◇	—	技術対策情報の発出	節水栽培の啓発	⇒	水需要の少ない農作物への作付け転換推進
		農業団体等との連携に関すること。 ◎	関係農業団体からの情報収集開始	関係農業団体からの情報収集及び取りまとめ	（レベル2の対応継続） 節水技術対策に係る啓発・連携	（レベル3の対応継続） 農作物の作付計画に係る見直し協議	・節水技術対策に係る啓発・連携 ・関係農業団体からの情報収集及び取りまとめ

【凡 例】

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部名	課室名	役割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
農林水産部	畜産課	畜産経営に関すること。◎	<ul style="list-style-type: none"> 地方機関及び関係団体からの情報収集開始 家畜及び飼料作物への影響調査開始 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内関係各課と情報共有 地方機関及び関係団体からの情報取りまとめ 対策技術資料の発出 家畜及び飼料作物への影響取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内関係各課と情報共有 地方機関及び関係団体からの情報取りまとめ 家畜及び飼料作物への影響取りまとめ 畜産物への影響調査開始 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内関係各課と情報共有 地方機関及び関係団体からの情報取りまとめ 家畜及び飼料作物への影響取りまとめ 畜産物への影響取りまとめ 関係団体との対策協議 	⇒
	林業政策課	特用林産物に関する状況把握に関すること。◎	—	<ul style="list-style-type: none"> 地方機関・関係団体との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 地方機関・関係団体との情報共有 特用林産物への影響調査開始 注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> 地方機関・関係団体との情報共有 特用林産物への影響調査とりまとめ 	⇒
		森林被害に対する森林保険（実施機関：愛媛県森林組合連合会）に関すること。◇	—	<ul style="list-style-type: none"> 地方機関・林業関係者との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 地方機関・林業関係者との情報共有 森林への影響調査開始 注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> 地方機関・林業関係者との情報共有 森林への影響調査取りまとめ 森林保険に対し、損害防止の周知のほか、被害の早期把握、適切かつ迅速な損害評価等を指導 	<ul style="list-style-type: none"> 地方機関・林業関係者との情報共有 森林への影響調査取りまとめ 森林保険に対し、早期支払に向け、適切かつ迅速な損害評価等の指導及び状況確認

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
 「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
 「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部名	課室名	役 割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
農 林 水 産 部	漁 政 課 水 産 課	水産経営（内水面漁業を含む。）◎ に関すること。	—	・庁内関係各課との情報共有 ・直轄機関及び漁業関係者等からの情報収集開始	・庁内関係各課との情報共有 ・直轄機関及び漁業関係者等からの情報収集 ・相談窓口の設置準備	・庁内関係各課との情報共有 ・直轄機関及び漁業関係者等からの情報収集 ・相談窓口の設置	・庁内関係各課との情報共有 ・漁業関係者からの情報収集 ・相談窓口の継続

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部名	課室名	役割	渇水レベルごとの具体的行動内容						
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5		
土木部	土木管理課 ●	土木部関係団体に関すること(総括) ★	庁内関係各課との情報共有開始	連絡会議委員として従事(課長)	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		建設業者との連携等に関すること ◎	—	建設業関係団体を通じた節水の依頼	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	土木管理課	県発注工事・業務への影響把握 ◎	—	・適宜情報収集 ・県発注工事・業務現場における節水対策の周知・徹底	渇水による県発注工事・業務への影響調査	⇒	⇒	⇒	⇒
	技術企画室	県発注工事・業務への影響把握 ◎	—	・適宜情報収集 ・県発注工事・業務現場における節水対策の周知・徹底	渇水による県発注工事・業務への影響調査	⇒	⇒	⇒	⇒
河川課 ●	河川課(事務局)	県渇水対応庁内連絡会議及び渇水対策本部の事務局の運営(対外取材の窓口を含む) ★	庁内関係各課との情報共有開始(専用の閲覧板立上げ)	連絡会議委員として従事(課長・水資源・ダム政策監)	・連絡会議の事務局運営 ・対策本部移行の準備 ・随時、取材対応	・対策本部の事務局運営 ・随時、取材対応	・対策本部の事務局運営 ・随時、取材対応	・県民生活の支援対策の総括 ・随時、取材対応	⇒
		国や関係機関との連絡調整・情報収集に関すること ★	関係機関からの情報収集開始	⇒	⇒	国への状況報告	国・関係機関に対する支援の要請	⇒	⇒

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印(更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印)又は▲印(地方対策本部を設置する地方局のみ)を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
 「★」: 総務企画対応 「◎」: 利用者対策 「□」: 用水確保に係る調整・支援 「◇」: 具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
 「—」: 当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部名	課室名	役割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
土木部	河川課 (事務局)	ダム貯水状況に関すること。★	・ダムの貯水率等の情報提供	⇒	⇒	・ダムの貯水率等の情報提供 ・県管理ダムの底水利用検討	⇒
		水利使用の調整等に関すること。◎	—	・水利使用の調整に関するあっせん又は調停（河川法第53条第3項） ・水利使用の特例に関する承認（河川法第53条の2）	⇒	⇒	⇒
	都市整備課	生活用水（上水道・簡易水道等）に関すること。□	・市町の情報収集 ・庁内関係各課及び各保健所との情報共有開始	連絡会議委員として従事（課長）		対策本部幹事として従事（課長）	
				・市町の情報収集及び各保健所への情報提供 ・給水制限が発生した場合、国（厚生労働省）へ報告	⇒	・市町の情報収集及び各保健所への情報提供 ・国（厚生労働省）への報告 ・関係機関等への応援要請	⇒
		下水道に関すること。◎	—	下水道処理施設の被害状況の情報収集及び調査	⇒	・対応策の検討 ・下水道処理水の再利用に関する検討	⇒

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部名	課室名	役割	渇水レベルごとの具体的行動内容						
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5		
公営企業管理局	総務課 ●	公営企業管理局所管施設に関すること（総括）。★	庁内関係各課との情報共有開始	連絡会議委員として従事（課長） 局内各課との連絡調整及び施設所管課からの情報取りまとめ	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	発電工水課 ●	工業用水（県営分に限る。）の供給対策に関すること。□	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内関係各課との情報共有開始 ・ 水利状況の確認、情報収集 ・ 対象地域での渇水対策協議会等の決定に従い対応 ・ 経済産業局へ渇水状況の報告 	連絡会議委員として従事（課長） <ul style="list-style-type: none"> ・ 水利状況の確認、情報収集 ・ 対象地域での渇水対策協議会等の決定に従い対応 ・ 経済産業局へ渇水状況の報告 	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	県立病院課 ○	県立病院に関すること。◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立病院への情報提供 ・ 県立病院の状況に関する情報収集 	⇒	(レベル2の対応継続) 必要に応じ、県立病院間での備蓄飲料水等の融通の調整	⇒	⇒	⇒	⇒

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部 名	課室名	役 割	渇水レベルごとの具体的行動内容						
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5		
教育委員会	教育総務課 ●	教育関係団体・施設に関すること（総括）。 ★	庁内関係各課との情報共有開始	連絡会議委員として従事（課長） 事務局内各課室との連絡調整及び所管の団体・施設所管課からの情報取りまとめ	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	義務教育課	公立小・中学校に関すること。 ◎	教育総務課からの連絡・指示を受け、適宜情報収集（各教育事務所、各市町教育委員会と連携）	教育総務課からの連絡・指示を受け、情報収集（各教育事務所、各市町教育委員会と連携）	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	高校教育課	県立高校、県立中等教育学校に関すること。 ◎	教育総務課からの連絡・指示を受け、適宜情報収集	教育総務課からの連絡・指示を受け、情報収集	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	特別支援教育課	県立特別支援学校に関すること。 ◎	教育総務課からの連絡・指示を受け、適宜情報収集	教育総務課からの連絡・指示を受け、情報収集	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
県有施設所管課	節水の啓発及び施設利用者への対応に関すること。 ◎	—	—	・各施設への節水の啓発 ・施設利用者への渇水情報の提供・節水の呼び掛けの依頼	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
 「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
 「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部名	課室名	役割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
地方 機 関	総務県民課 ▲	地方対策本部の事務局の運営 ★	本庁関係各課との情報共有開始	連絡会議の状況注視	・連絡会議の状況注視 ・地方対策本部設置の準備	本庁対策本部との連携	局内各課室との連絡調整及び関係機関・団体との連携の総括
	総務県民課 支局総務県民室 その他各庁舎を管理する課所 ※庁舎所在市町が渇水対応を行っている場合に限る。	管理する庁舎の節水対策 ◎	—	職員及び来庁者への節水の呼び掛け	⇒	・水道の減圧 ・冷房運転の制限 ・その他節水対策の実施（庁舎内水道の利用制限等）	（レベル4の対応継続） 断水等対応のための物資確保
	各地域福祉課	救護施設、児童福祉施設、社会福祉施設等に関すること。 ◎	適宜情報収集	・適宜情報収集 ・施設との連絡調整（注意喚起）	・適宜情報収集 ・連絡体制（本庁、地方局・支局、施設）の確立	・施設との連絡調整（状況確認） ・適宜情報収集	・ニーズの把握 ・転院（収容）者等の状況把握 ・適宜情報収集
	各環境保全課	生活用水（上水道・簡易水道等）の給水制限状況に関する情報収集 □	環境政策課と連携の上情報収集	適宜情報収集	⇒	⇒	⇒

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
 「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
 「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

部 名	課室名	役 割	渇水レベルごとの具体的行動内容				
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
地 方 機 関	各部関係課室	各産業の渇水被害に関する情報収集	◎ 本庁各課と連携の上、適宜情報収集	・適宜情報収集 ・関係機関・団体との連携確認	⇒	・適宜情報収集 ・支援ニーズの把握	⇒
	各ダム管理事務所	・情報の収集及び提供 ・河川管理	□ ・利水者に対し、ダム貯水率などの情報を提供 ・渇水調整協議会での決定による放流量の調整	⇒	⇒	⇒	⇒

〔凡 例〕

- ① 対策本部における幹事会の構成課は、「課室名」欄の右側に○印（更に連絡会議のメンバーとなっている場合は、●印）又は▲印（地方対策本部を設置する地方局のみ）を付している。
- ② 「役割」欄の右側に次のとおり記載し、役割を類型化している。
「★」：総務企画対応 「◎」：利用者対策 「□」：用水確保に係る調整・支援 「◇」：具体的支援の検討・実施
- ③ 「渇水レベルごとの具体的行動内容」の欄について
「—」：当該レベルで行うべき行動がないことを示す。 「⇒」 直近下位のレベルと同じ行動内容を継続することを示す。

7 被害状況等の取りまとめ・報告

(1) 定期報告

対策本部を設置した場合（レベル3以降）においては、報道機関への情報提供を行うため、各担当課は、水源の状況、生活用水、農業用水及び工業用水の実態並びに農林水産物の被害状況を把握し、当該被害状況やその他必要な事項について、次のとおり事務局に報告する。

なお、報告の頻度は、県民の関心が高いと思われるダムの貯水状況・生活用水の給水制限状況については毎日とし、それ以外の報告内容については少なくとも週1回とする。

報告内容	担当課	情報日時	報告日時	発表日時
ダムの貯水状況	河川課	正午現在	毎日（平日のみ）14時まで	毎日（平日のみ）15時まで
生活用水の給水制限状況	都市整備課			
工業用水の取水制限状況	企業立地課 発電工水課（県工水のみ）	変更があった日又は報告日時現在	変更があった日又は毎週木曜日まで	変更があった日（随時）又は毎週金曜日の15時まで （少なくとも週1回）
農作物・家畜・林産物・水産物の被害状況	農政課 農産園芸課 畜産課 林業政策課 水産課	報告日時現在	毎週木曜日まで	毎週金曜日の15時まで （週1回）

※水源の状況が回復傾向にあり、対策本部の解散が近い場合など、置かれた状況に応じ、報告を求める頻度を緩和することもありうる。

(2) 特別（緊急）報告

緊急を要するものその他定期報告により対応する暇がないものについては、報告内容の如何にかかわらず、その都度報告するものとする。

8 県において実施・検討する渇水対策・支援メニュー

県において有事の際に実施する渇水対策や検討することとなる県民生活等への支援メニューは、次のとおりである。

なお、これらは、平成6年渇水の際に実施したものであり、今後の渇水時には、その時の県民生活への影響や具体的な状況等を踏まえ、改めて検討するものとする。

(1) 各課室所管施設等の節水対策（各部（施設所管課））

レベル2以降に随時実施する（25ページの表「県有施設所管課」の項目参照）。

なお、各課室においては、所管施設以外に国の出先機関等に対する節水の啓発活動等への協力の呼びかけも行う。

(2) 各課室における県民生活・事業活動支援メニュー

主に、レベル4・5時において、又は渇水対応が完了した後に検討する。

- 施設整備補助金
- 低利の資金貸付制度 など

(3) 用水の確保

レベル4・5時に検討する。

- 代替水の確保・遊休井戸の活用
- 海水淡水化装置の借り上げ・設置
- 水ヶ峠トンネルの湧水の利用*
- ダム of 底水の使用
- ダムや河川の水利転用 など

※水ヶ峠トンネルの湧水利用は、松山市が『国道317号水ヶ峠トンネル内の湧水の利用に関する協定』（平成9年4月締結）に基づき要請を行うため、前倒しで実施する場合もある。

9 県以外からの協力・支援体制

(1) 広域レベルで協定締結しているもの

- 広島県から愛媛県今治市関前地区（岡村島）への用水供給に関する基本協定（平成25年7月締結）
- 広島県と愛媛県との分水に関する基本協定（昭和57年9月締結；上島町上水）
- 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（平成19年2月締結）
- 県及び20市町による「災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定」（平成28年2月締結）
- 令和4年7月に水不足が懸念された5市長（四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、松山市）と緊急渇水対策会議を開催し、上記「災害時における県・市町相互応援協定」に基づいた相互支援（※）を提案
※特に渇水状況が厳しい市町の要請に対して、応援可能な市町から水等の提供を行うもの。

(2) 市町レベルで組織（協議会）設置又は協定締結しているもの

- 中予3市2町（松山市・伊予市・東温市・松前町・砥部町）による「渇水等緊急時における相互応援協定」（平成14年7月締結（平成17年4月再締結））
- 西条市と松山市による「渇水等の緊急時における相互応援に関する協定」（令和4年8月締結）

(3) 民間との協力体制（平成6年渇水時の実績；詳細は資料編（53・54ページ）参照） 次の事項に関し、民間業者に協力をいただいた。

- 海水淡水化装置の設置（建設業者、機械業者、鉄鋼業者、繊維製品業者）
- 浄水を提供・購入（水運業者）
- 生活用水の輸送（建設業者、食料品業者）

(4) 自衛隊による支援（平成6年渇水時の実績；詳細は資料編（53・54ページ）参照） 生活用水の輸送に関し、自衛隊（陸上・海上）の支援をいただいた。

参 考

愛媛県渇水対策本部要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県渇水対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

(本部の設置又は解散)

第2条 異常な渇水状況に対処し、県民生活に欠くことのできない生活用水、農業用水及び工業用水の不足の実態を把握し、総合的な渇水対策を推進するため、次の場合に本部を設置する。

- (1) 県内の複数の市町において生活用水の給水制限が実施された場合で、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあり、被害の規模、社会的影響等を考慮し、県庁一丸となって対策を講じる必要があると知事が認めたとき。
- (2) その他知事が必要と認めたとき。

2 本部は、渇水解消の見通しがついたときに解散する。

3 本部を設置し、又は解散したときは、事務局は、直ちにその旨を関係機関に通知するものとする。

(任務)

第3条 本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全県的な渇水情報の集約及び分析
- (2) 全県的な渇水被害の把握
- (3) 全県的な節水対策の取りまとめ及び県民、企業等への広報活動
- (4) 渇水地域に対する広域的な用水確保対策の調整及び指導
- (5) 渇水被害を防止し、又は軽減するための応急対策の実施
- (6) その他必要とする事項

(組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長、本部付及び本部員をもって構成する。

2 本部長は知事を、副本部長は副知事を、本部付は教育長及び公営企業管理者を、本部員は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第5条 本部に本部会議を置く。

2 本部長は、本部会議を招集し、これを主宰する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部長が必要があると認めるときは、市町その他の機関の職員に対し、本部会議への出席を求めることができる。

(地方対策本部)

第6条 本部長が必要と認めるときは、地方局に地方対策本部を設置することができる。

2 地方対策本部は、地方本部長、地方副本部長及び地方本部員をもって組織する。

3 地方本部長は地方局長の職にある者を、地方副本部長は各地方局の地域産業振興部長、健康福祉環境部長、農林水産振興部長及び建設部長の職にある者を、地方本部員は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 地方対策本部は、本部の指示に従い、所管区域内における本部の任務に従事し、必要に応じ本部に報告するものとする。

(幹事会)

第7条 本部に別表3に掲げる職にある者により組織する幹事会を置き、本部の事務に従事させる。

(事務局)

第8条 本部の事務局は、土木部河川港湾局河川課に置く。

2 地方対策本部の事務局は、地方局の地域産業振興部総務県民課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部及び地方対策本部の運営に関し必要な事項は、それぞれの本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

防災安全統括部長 総務部長 企画振興部長 観光スポーツ文化部長 県民環境部長 保健福祉部長 経済労働部長 農林水産部長 土木部長 公営企業管理局長 副教育長
--

別表2 (第6条関係)

地域産業振興部総務県民課長 地域産業振興部地域政策課長 健康福祉環境部企画課長

健康福祉環境部環境保全課長
農林水産振興部農業振興課長
農林水産振興部農村整備課長（中予地方局にあつては、同部農村整備第一課長）
建設部管理課長
ダム管理事務所長
公営企業管理局発電工水管理事務所長
公営企業管理局工業用水道管理事務所長
教育事務所長

別表3（第7条関係）

総務部総務管理局行政経営課長
総務部総務管理局財産活用推進課長
総務部総務管理局人事課長
総務部行財政推進局財政課長
総務部行財政推進局市町振興課長
企画振興部政策企画局総合政策課長
企画振興部政策企画局広報広聴課長
企画振興部政策企画局地域政策課交通政策室長
観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長
県民環境部県民生活局県民生活課長
県民環境部防災局防災危機管理課長
保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
経済労働部産業雇用局産業政策課長
経済労働部産業雇用局企業立地課長
農林水産部農政企画局農政課長
農林水産部農業振興局農地整備課長
農林水産部農業振興局農産園芸課長
土木部土木管理局土木管理課長
土木部河川港湾局水資源・ダム政策監
土木部河川港湾局河川課長
土木部道路都市局都市整備課長
公営企業管理局総務課長
公営企業管理局発電工水課長
公営企業管理局県立病院課長
教育委員会事務局管理部教育総務課長

愛媛県渇水対策庁内連絡会議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県渇水対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(連絡会議の設置又は解散)

第2条 県内の複数の市町において、生活用水、工業用水又は農業用水に係る支障等が報告されたとき、又は発生する恐れが生じ、具体的な渇水対策が実施された場合に、気象状況を踏まえて連絡会議を設置する。

2 連絡会議は、愛媛県渇水対策本部が設置されたとき、又は渇水解消の見通しがついたときに解散する。

3 連絡会議を設置し、又は解散したときは、会長は、直ちにその旨を委員に通知するものとする。

(任務)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 渇水情報の集約及び分析
- (2) 渇水被害の把握
- (3) 渇水対策の検討
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第4条 連絡会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、土木部河川港湾局長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、土木部河川港湾局河川課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

総務部総務管理局行政経営課長
総務部総務管理局財産活用推進課長
企画振興部政策企画局総合政策課長
観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長
県民環境部県民生活局県民生活課長
県民環境部防災局防災危機管理課長
保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
経済労働部産業雇用局産業政策課長
経済労働部産業雇用局企業立地課長
農林水産部農政企画局農政課長
農林水産部農業振興局農地整備課長
農林水産部農業振興局農産園芸課長
土木部土木管理局土木管理課長
土木部河川港湾局水資源・ダム政策監
土木部河川港湾局河川課長
土木部道路都市局都市整備課長
公営企業管理局総務課長
公営企業管理局発電工水課長
教育委員会事務局管理部教育総務課長

河川法（昭和39年法律第167号）

（目的）

第1条 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

（渇水時における水利使用の調整）

第53条 異常な渇水により、許可に係る水利使用が困難となり、又は困難となるおそれがある場合においては、水利使用の許可を受けた者（以下この款において「水利使用者」という。）は、相互にその水利使用の調整について必要な協議を行うように努めなければならない。この場合において、河川管理者は、当該協議が円滑に行われるようにするため、水利使用の調整に関して必要な情報の提供に努めなければならない。

2 前項の協議を行うに当たっては、水利使用者は、相互に他の水利使用を尊重しなければならない。

3 河川管理者は、第1項の協議が成立しない場合において、水利使用者から申請があつたとき、又は緊急に水利使用の調整を行わなければ公共の利益に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、水利使用の調整に関して必要なあつせん又は調停を行うことができる。

（渇水時における水利使用の特例）

第53条の2 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となつた他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第23条及び第24条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の承認に係る水利使用を行わないこととなつた場合においては、当該承認を受けた者は、遅滞なく、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

3 河川管理者は、前項の規定による届出があつた場合又は第1項に規定する他の水利使用者の許可に係る水利使用が困難でなくなつた場合においては、同項の承認を取り消さなければならない。

資料編

2 各市町の水源・給水域の状況

【新居浜市】

水源の種類	水源名等	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水域等	備考
ダム (表流水)	別子ダム(吉野川水系銅山川)・鹿森ダム(国領川)	工業用水 56,160m ³ /d	【工業用水道】 新居浜市工業用水道	
地下水	(旧新居浜市内)	浅井戸 17箇所 深井戸 5箇所	【上水道】 旧新居浜市	
自流 (表流水)	国領川	2箇所	【工業用水】 住友化学工業株式会社	
域外受水	黒瀬ダム(加茂川)	工業用水 94,000m ³ /d(西条市分含む)	【工業用水道】 愛媛県工業用水道(西条新居浜地区)	

【西条市】

水源の種類	水源名等	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水域等	備考
ダム (表流水)	黒瀬ダム(加茂川)	工業用水 94,000m ³ /d(新居浜市分含む)	【工業用水道】 愛媛県工業用水道(西条新居浜地区)	
地下水	(旧西条市内)	深井戸 6箇所	【上水道】 旧西条市の一部 【簡易水道】 旧西条市の一部	
	(上記以外)	浅井戸 5箇所 深井戸 7箇所	【上水道】 旧東予市の一部 旧小松町 旧丹原町の一部 【簡易水道】 旧丹原町の一部	
自流 (表流水)	加茂川	1箇所	【工業用水】 株式会社クラレ	
	(上記以外)	生活用水 2箇所 工業用水 1箇所	【上水道】 旧東予市の一部 【簡易水道】 旧丹原町の一部 【工業用水】 フジボウ愛媛株式会社	

【四国中央市】

水源の種類	水源名等	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水域等	備考
ダム (表流水)	柳瀬ダム (吉野川水系銅山川)	生活用水 30,000m ³ /d 工業用水 220,300m ³ /d	【上水道】 旧川之江市 旧伊予三島市 【工業用水道】 銅山川工業用水道	
	新宮ダム (吉野川水系銅山川)	工業用水 283,000m ³ /d	【工業用水道】 銅山川工業用水道	
	富郷ダム (吉野川水系銅山川)	生活用水 最大40,000m ³ /d 工業用水 128,000m ³ /d	【上水道】 旧川之江市 旧伊予三島市 【工業用水道】 富郷工業用水道事業	
地下水	(旧土居町内)	浅井戸 5箇所	【上水道】 旧土居町の一部 【簡易水道】 旧土居町の一部	
自流 (表流水)	吉野川水系銅山川	2箇所	【簡易水道】 旧新宮村	

【今治市：陸地部及びしまなみ沿線島嶼部】

水源の種類	水源名等	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水地域等	備考
ダム (表流水)	玉川ダム(蒼社川)	生活用水 40,000m ³ /d 工業用水 60,000m ³ /d	【上水道】 旧今治市の一部 旧大西町 【工業用水道】 愛媛県工業用水事業(今治地区)	
	台ダム(台本川)	生活用水 最大6,000m ³ /d	【上水道】 旧大三島町の一部 旧上浦町の一部 旧伯方町 旧宮窪町の一部	【予備水源】 浅井戸1箇所
	峠砂防ダム (頓田川水系白地川)	2,673m ³ /d	【上水道】 旧朝倉村の一部	
	歌仙ダム (菊間川水系霧合川)	工業用水 880m ³ /d 雑用水 880m ³ /d	【工業用水道】 今治市菊間工業用水事業 【雑用水】 今治市菊間雑用水事業	
地下水	蒼社川周辺	浅井戸3箇所	【上水道】 旧今治市の一部 旧波方町 旧大西町 旧玉川町 旧吉海町 旧宮窪町の一部	【予備水源】 浅井戸6箇所
	(上記以外)	浅井戸14箇所 深井戸2箇所	【上水道】 旧今治市の一部 旧菊間町 旧大三島町の一部 旧上浦町の一部 旧朝倉村の一部	【予備水源】 (旧大三島町) 浅井戸4箇所(うち 1箇所は台ダムの 予備水源(再掲))
自流 (表流水)	菊間川	1箇所	【工業用水道】 今治市菊間工業用水事業	

【今治市：島嶼部(しまなみ沿線除く)】

水源の種類	水源名等	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水地域等	備考
海水淡水化	(大下島)	造水能力 75m ³ /d ※海水を深井戸から取水し、浅井戸(1箇所)の水と併せて海水淡水化設備を通して給水している。	【簡易水道】 旧関前村の一部(大下島)	
域外受水	広島水道用水供給事業	浄水受水量 241m ³ /d	【簡易水道】 旧関前村の一部(岡村島、小大下島)	

【上島町】

水源の種類	水源名等	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水地域等	備考
域外受水	広島県沼田川水道用水供給事業	浄水受水量4,600m ³ /d	【上水道】 旧弓削町、旧生名村、旧岩城村	
地下水	(高井神島)	浅井戸1箇所 深井戸1箇所	【簡易水道】 旧魚島村の一部(高井神島)	
海水淡水化	(魚島)	造水能力:57m ³ /d	【簡易水道】 旧魚島村の一部(魚島)	
船舶給水	(魚島・高井神島)	貯水池:魚島 800m ³ 高井神島 200m ³	【簡易水道】 旧魚島村の一部(高井神島)	

【松山市：陸地部】

水源の種類	水源名等	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水地域等	備考
ダム (表流水)	石手川ダム (重信川水系石手川)	生活用水 最大89,164.8m ³ /d	【上水道】 旧松山市	
地下水	重信川周辺	【生活用水】 浅井戸30箇所 【工業用水】 集水埋管2箇所 浅井戸12箇所 深井戸10箇所	【上水道】 旧松山市 【工業用水道】 松山市工業用水事業	
	城北水源(予備水源)	深井戸3箇所	【上水道】 旧松山市	
	(上記以外)	浅井戸9箇所 深井戸1箇所	【上水道】 旧北条市の一部 【簡易水道】 旧北条市の一部	
伏流水	重信川(垣生地帯)	1箇所	【上水道】 旧松山市 【工業用水道】 松山市工業用水事業	
ため池 (表流水)	(旧北条市内)	1箇所	【上水道】 旧北条市の一部	
自流 (表流水)	(旧北条市内)	3箇所	【簡易水道】 旧北条市の一部	
域外受水	面河ダム (仁淀川水系面河川)	工業用水(松前町分含む) 111,456m ³ /d	【工業用水】 愛媛県工業用水事業(松山・松前地区)	

【松山市：島嶼部】

水源の種類	水源名	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水地域等	備考
地下水	(野忽那島、睦月島、中島、怒和島)	浅井戸17箇所 深井戸18箇所	【簡易水道】 野忽那島、睦月島、中島、怒和島	
ため池 (表流水)	(中島、二神島)	2箇所	【簡易水道】 中島の一部、二神島	
自流 (表流水)	(睦月島、中島、怒和島、津和地島、二神島)	5箇所	【簡易水道】 睦月島、中島の一部、怒和島、津和地島、二神島	
海水淡水化	(二神島)	【造水能力】45m ³ /d	【簡易水道】 二神島	

【伊予市】

水源の種類	水源名等	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水地域等	備考
地下水	重信川周辺	浅井戸3箇所	【上水道】 旧伊予市の一部	
	肱川水系周辺	浅井戸2箇所	【簡易水道】 旧中山町の一部	
	(上記以外)	浅井戸4箇所	【上水道】 旧伊予市の一部 旧双海町の一部	
伏流水	肱川水系	1箇所	【上水道】 旧伊予市の一部	
	(上記以外)	1箇所	【上水道】 旧伊予市の一部	
自流 (表流水)	肱川水系	生活用水 1箇所 工業用水 1箇所	【簡易水道】 旧中山町の一部 【工業用水】 えひめ中央農業協同組合	
	(上記以外)	3箇所	【上水道】 旧双海町の一部 【簡易水道】 旧双海町の一部	
湧水	肱川水系	1箇所	【簡易水道】 旧中山町の一部	
	(上記以外)	1箇所	【上水道】 旧双海町の一部	

【東温市】

水源の種類	水源名等	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水地域等	備考
地下水	重信川水系周辺	浅井戸21箇所 深井戸2箇所	【上水道】 旧重信町の一部 旧川内町の一部	【予備水源】 浅井戸2箇所
自流 (表流水)	重信川水系	3箇所	【上水道】 旧重信町の一部 旧川内町の一部	【予備水源】 1箇所

【久万高原町】

水源の種類	水源名等	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水地域等	備考
自流 (表流水)	仁淀川水系	29箇所	【簡易水道】 旧久万町の一部を除く町内全域	【予備水源】 1箇所
湧水	仁淀川水系周辺	1箇所	【簡易水道】 旧久万町の一部	

【松前町】

水源の種類	水源名等	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水地域等	備考
地下水	重信川周辺	浅井戸9箇所	【上水道】 松前町	【予備水源】 浅井戸1箇所
域外受水	面河ダム (仁淀川水系面河川)	工業用水(松山市分含む) 111.456m ³ /d	【工業用水】 愛媛県工業用水事業(松山・松前地区)	

【砥部町】

水源の種類	水源名等	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水地域等	備考
地下水	重信川周辺	浅井戸2箇所	【上水道】 旧砥部町の一部	【予備水源】 浅井戸3箇所 うち1箇所は農水 からの転用
伏流水	重信川	1箇所	【上水道】 旧砥部町の一部	
自流 (表流水)	重信川水系	1箇所	【上水道】 旧砥部町の一部	
	肱川水系	3箇所	【上水道】 旧広田村	

【八幡浜市】

水源の種類	水源名等	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水地域等	備考
地下水	(八幡浜市内)	浅井戸7箇所 深井戸4箇所	【上水道】 旧八幡浜市の一部 旧保内町の一部 【簡易水道】 旧八幡浜市の一部	【予備水源】 深井戸4箇所
自流 (表流水)	(八幡浜市内)	9箇所	【上水道】 旧八幡浜市の一部 旧保内町の一部 【簡易水道】 旧八幡浜市の一部	【予備水源】 1箇所
湧水	(旧八幡浜市内)	1箇所	【上水道】 旧八幡浜市の一部 【簡易水道】 旧八幡浜市の一部	【予備水源】 1箇所
域外受水	野村ダム(南予水道:肱川)	生活用水 最大35,942.4m ³ /d(南予水道全体) (うち八幡浜市浄水受水量 5,490m ³ /d)	【上水道】 旧八幡浜市の一部 旧保内町の一部	

【大洲市】

水源の種類	水源名等	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水地域等	備考
地下水	肱川水系周辺	浅井戸9箇所 深井戸3箇所	【上水道】 旧大洲市の一部 旧長浜町の一部 【簡易水道】 旧大洲市の一部	【予備水源】 上水道 (旧大洲市) 浅井戸1箇所 伏流水1箇所 (旧長浜町) 浅井戸1箇所
伏流水	肱川水系	5箇所	【簡易水道】 旧肱川町の一部	【予備水源】 上水道 (旧大洲市) 1箇所(再掲)
自流 (表流水)	肱川水系	12箇所	【簡易水道】 旧大洲市の一部 旧長浜町の一部 旧肱川町の一部 旧河辺村の一部	
湧水	肱川水系周辺	1箇所	【簡易水道】 旧肱川町の一部	

【西予市】

水源の種類	水源名等	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水地域等	備考
ダム (表流水)	野村ダム(南予水道:肱川)	生活用水 35,942.4m ³ /d(南予水道全体) (うち西予市浄水受水量 2,620m ³ /d)	【上水道】 旧明浜町、旧三瓶町の一部	
地下水	肱川水系周辺	浅井戸3箇所 深井戸9箇所	【上水道】 旧宇和町の一部	
	(旧三瓶町内)	浅井戸2箇所 深井戸5箇所	【上水道】 旧三瓶町の一部	【予備水源】 深井戸1箇所
伏流水	肱川水系	1箇所	【簡易水道】 旧城川町の一部	
自流 (表流水)	肱川水系	生活用水 42箇所 工業用水 1箇所	【上水道】 旧宇和町の一部 旧野村町の一部 【簡易水道】 旧宇和町の一部 旧野村町の一部 旧城川町の一部 【工業用水】 全国農業協同組合連合会愛媛県本部	【予備水源】 上水道 (旧野村町) 1箇所
	(旧三瓶町内)	1箇所	【上水道】 旧三瓶町の一部	
湧水	肱川水系周辺	5箇所	【上水道】 旧宇和町の一部 【簡易水道】 旧宇和町の一部 旧野村町の一部	

【内子町】

水源の種類	水源名等	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水地域等	備考
地下水	肱川水系周辺	浅井戸12箇所	【上水道】 旧内子の一部 旧五十崎の一部 旧小田町の一部	
自流 (表流水)	肱川水系	生活用水 14箇所 工業用水 1箇所	【上水道】 旧内子の一部 旧五十崎の一部 旧小田町の一部 【工業用水】 久保興業株式会社	

【伊方町】

水源の種類	水源名等	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水地域等	備考
地下水	(旧伊方町内、旧瀬戸町内)	深井戸6箇所	【上水道】 旧伊方町の一部 旧瀬戸町の一部	
自流 (表流水)	(旧伊方町内、旧瀬戸町内)	5箇所	【上水道】 旧伊方町の一部 旧瀬戸町の一部	
域外受水	野村ダム(南予用水:肱川)	生活用水 最大35,942.4m ³ /d(南予水道 全体)(うち伊方町浄水受水量 4,870m ³ /d)	【上水道】 旧伊方町の一部 旧瀬戸町の一部 旧三崎町の一部	

【宇和島市】

水源の種類	水源名等	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水地域等	備考
ダム (表流水)	須賀川ダム(須賀川)	生活用水 最大20,304m ³ /d	【上水道】 旧宇和島市の一部	
	山財ダム(津島水道:御代の川)	生活用水 8,208m ³ /d	【上水道】 旧津島町 旧宇和島市の一部 旧内海村の一部	
地下水	(旧宇和島市内、旧吉田町内)	浅井戸7箇所 深井戸1箇所	【上水道】 旧宇和島市の一部 旧吉田町	浅井戸1箇所は、津島水道企業団の運営
自流 (表流水)	渡川水系	5箇所	【上水道】 旧三間町の一部	
	(上記以外)	1箇所	【上水道】 旧津島町の一部	
域外受水	野村ダム(南予水道:肱川)	生活用水 最大35,942.4m ³ /d(南予水道全体) (うち宇和島市浄水受水分 17,300m ³ /d)	【上水道】 旧宇和島市の一部 旧三間町の一部 旧吉田町の一部	

※ 旧内海村の一部にも水道水を供給している。

【鬼北町】

水源の種類	水源名等	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水地域等	備考
地下水	渡川水系周辺	浅井戸2箇所	【上水道】 旧広見町の一部	
自流 (表流水)	渡川水系	9箇所	【上水道】 旧広見町の一部 旧日吉村	

【松野町】

水源の種類	水源名等	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水地域等	備考
自流 (表流水)	渡川水系	10箇所	【簡易水道】 松野町	【予備水源】 2箇所

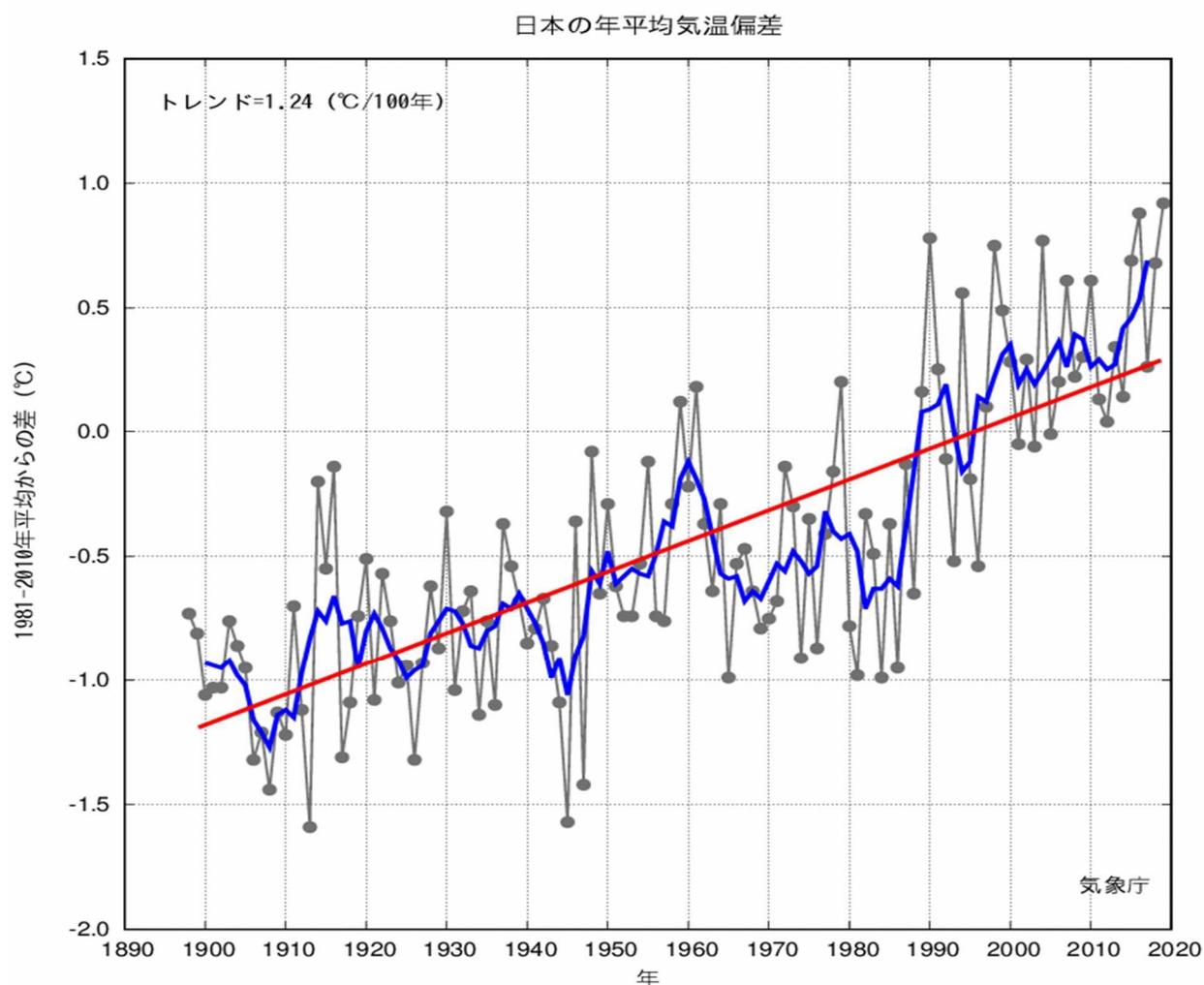
【愛南町】

水源の種類	水源名	水源の概要	用途(上・簡・工)/給水地域等	備考
ダム (表流水)	大久保山ダム (僧都川水系大久保川)	生活用水 最大6,600m ³ /d	【上水道】 旧城辺町の一部 旧西海町 旧一本松町の一部	【予備水源】 惣川ダム(給水域: 旧一本松町の一部)
地下水	(旧御荘町内、旧城辺町内、 旧一本松町内、旧内海村 内)	浅井戸9箇所	【上水道】 旧御荘町 旧城辺町の一部 旧西海町 旧一本松町 旧内海村の一部	【予備水源】 浅井戸:1箇所 (旧御荘町)
伏流水	(旧城辺町内)	1箇所	【上水道】 旧城辺町の一部	
自流 (表流水)	(旧城辺町内)	5箇所	【上水道】 旧城辺町の一部	

※ 旧内海村の一部地域は、宇和島市上水道事業の区域に含まれる。

3 気象データから分かる渇水危機

(1) 日本の平均気温の経年変化



(凡例)

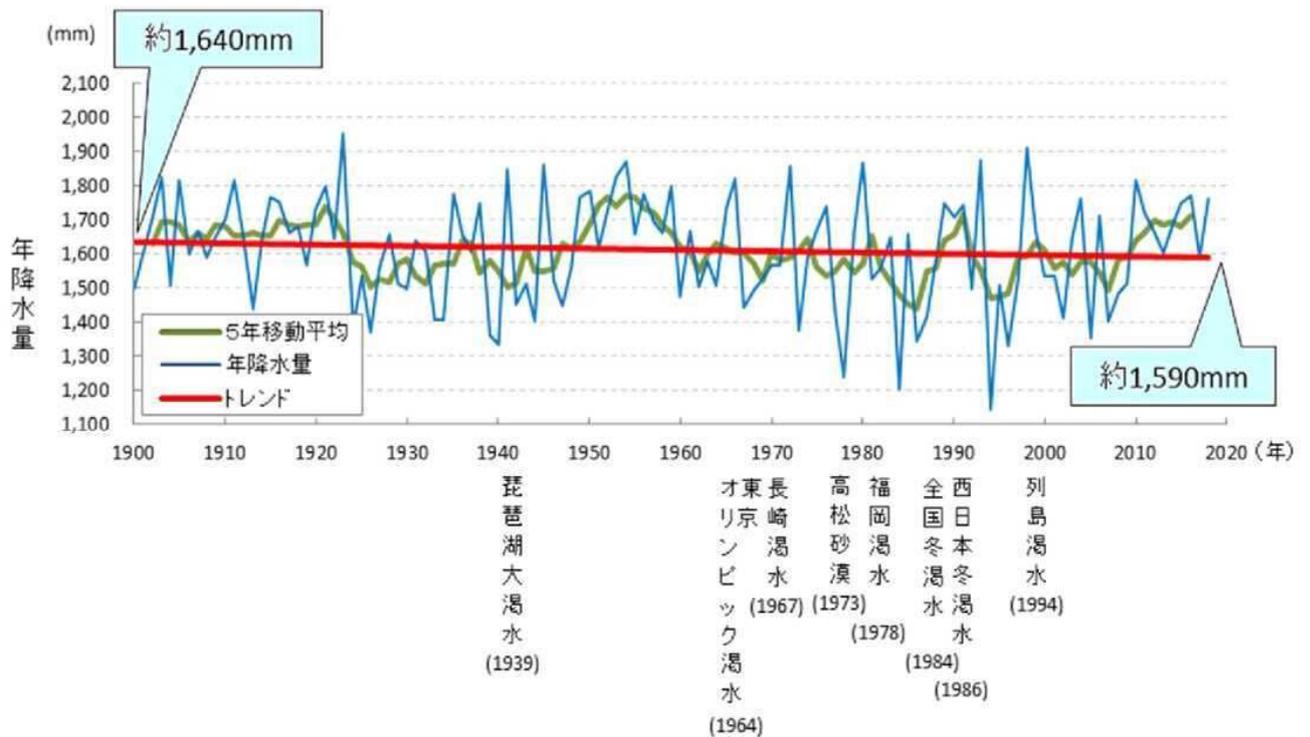
- ・細線 (黒) : 各年の平均気温の基準値からの偏差
- ・太線 (青) : 偏差の5年移動平均線
- ・直線 (赤) : 長期変化傾向
- ・基準値は、1981年～2010年の30年平均値

気象庁「日本の年平均気温の経年変化」(https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/an_jpn.html) から引用

(考 察)

2019年の日本の平均気温の基準値(1981年～2010年の30年平均値)からの偏差は、1898年の統計開始以降、最も高い値となった。日本の年平均気温は様々な変動を繰り返しながら上昇しており、温暖化の傾向が顕著に出ている。

(2) 日本の降水量の経年変化



100年前と現在の降水量の比較(概数)

(単位:mm/年)

降水量(トレンド)		変動幅				
		期間	下限	～	上限	標準偏差
1900年	約 1640 mm	1900～1909年	-140	～	+190	112.2
2018年	約 1588 mm	2009～2018年	-110	～	+230	95.2

※降水量(トレンド)は、1900年～2017年のデータに基づく回帰計算による計算値

(注)

気象庁資料をもとに国土交通省水資源部作成

全国 51 地点の算術平均値 (各年の観測地点数は、欠測等により必ずしも 51 地点ではない。)

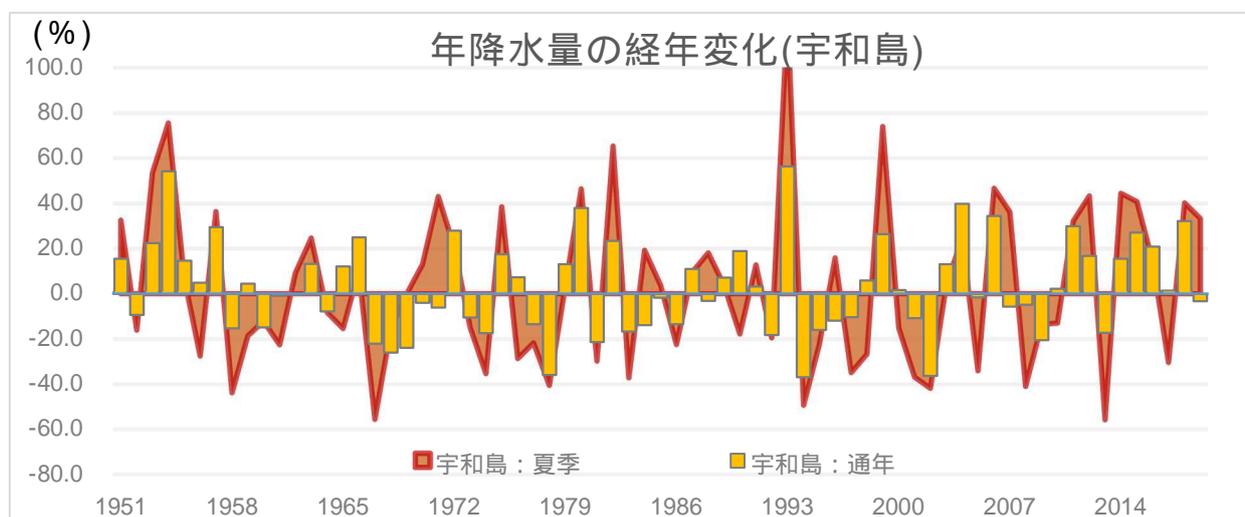
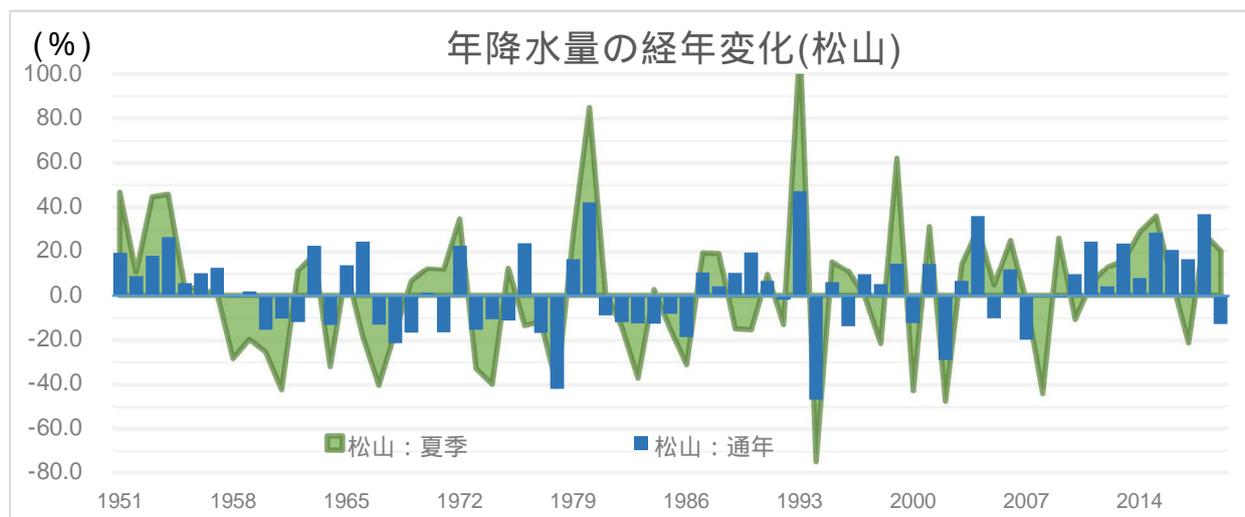
トレンドは回帰直線による。

国土交通省「令和元年版 日本の水資源の現況」図1-2-3「日本の年降水量の経年変化」から引用

(考 察)

年降水量の経年変化をみると、昭和40年頃(1965年頃)から少雨の年が多くなっており、48年(1973年)、53年(1978年)、59年(1984年)、平成6年(1994年)、8年(1996年)及び17年(2005年)は年降水量が年平均降水量を大きく下回っている。特に最近20～30年間は、少雨の年と多雨の年の年降水量の開きが次第に大きくなってきている。

(3) 本県における降水量の経年変化 (夏季と通年との比較)



(注)

松山・宇和島における 1950 年からの通年の降水量の合計と平年値 (0 とする。) とを比較した割合を棒グラフに示す。

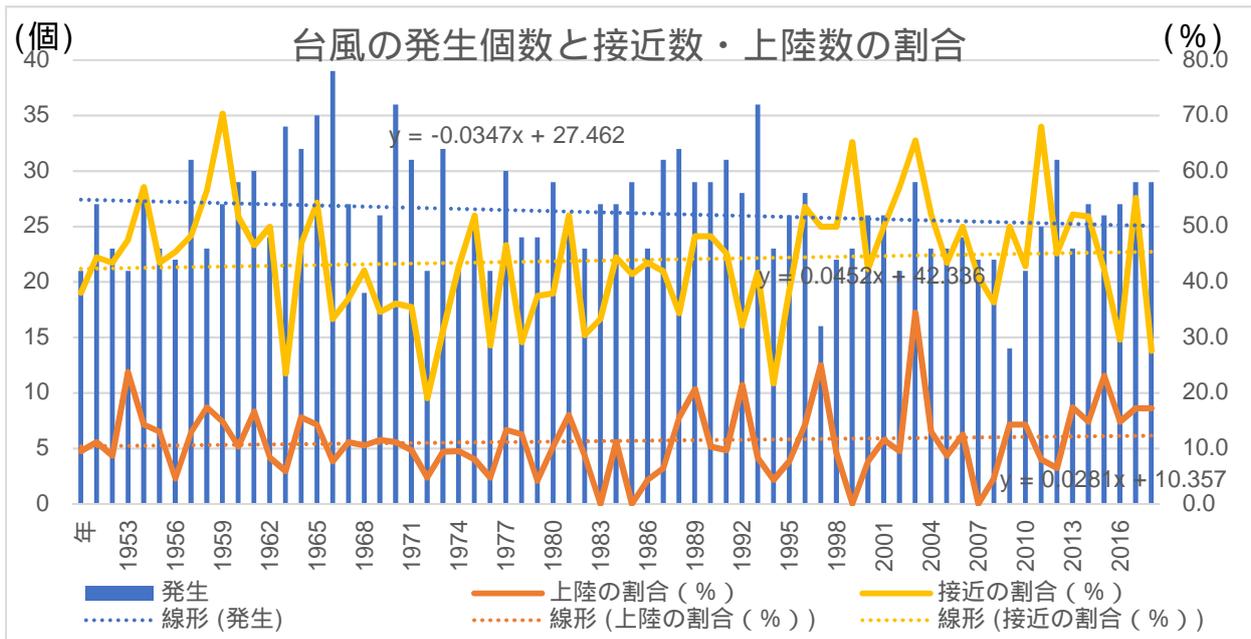
また、「夏季」は、それぞれの都市の 6 月～ 8 月の降水量の合計とこれらの月間の平年値 (0 とする。) とを比較した割合を折れ線グラフで示す。

気象庁データを愛媛県水資源対策課で加工

(考 察)

1950年当初から、松山・宇和島とも、通年の降水量よりも夏季の降水量の方が平年との差が大きい年が多くなっていることから、梅雨時期を含む夏季の降水量が不安定となっていることが分かる。さらに、宇和島では1980年頃以降、松山では1990年頃以降、夏季の降水量の年ごとの格差が大きくなっている (グラフの突起が鋭くなっている) が、これは、豪雨があった翌年には降水量が著しく少なくなる (その逆もある) など、夏季の降水量が著しく多かったり少なかったりを毎年のように繰り返し、非常に不安定となっていることを示唆している。

(4) 台風の発生個数と接近数・上陸数の割合

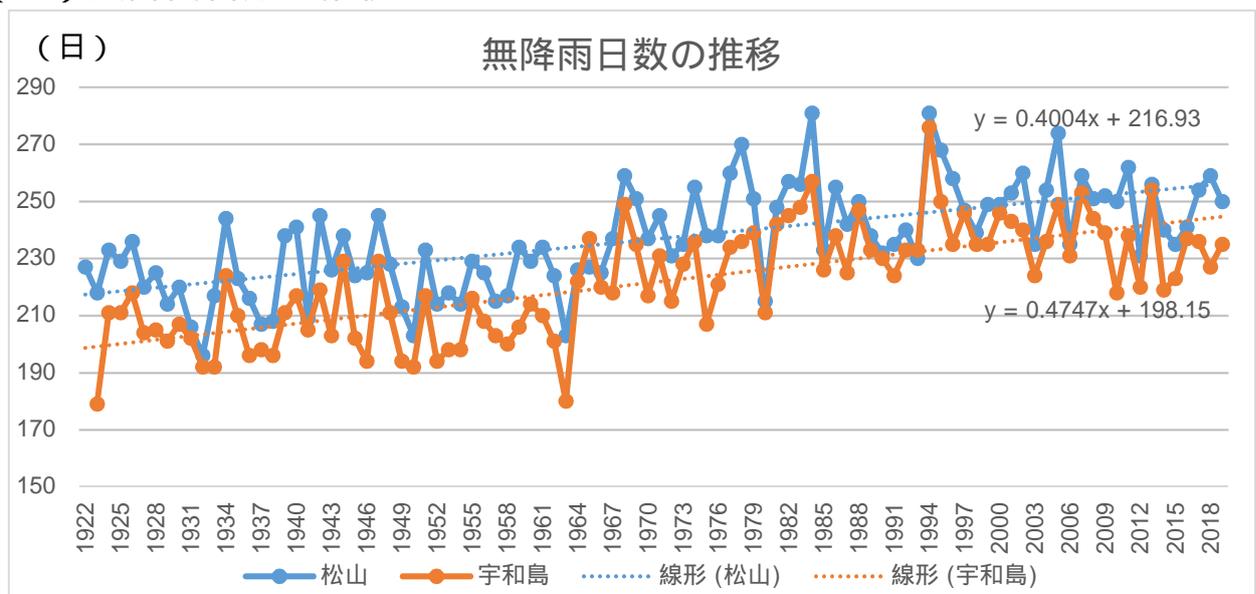


気象庁データを愛媛県水資源対策課で加工

(考察)

データの残る70年間で見ると、台風の発生数はほぼ横ばい～減少傾向であるが、我が国への接近数・上陸数については、特に1990年代以降において微増傾向にあり、特に上陸数については、ここ10年間で増加傾向を示している。

(5) 無降雨日数の推移

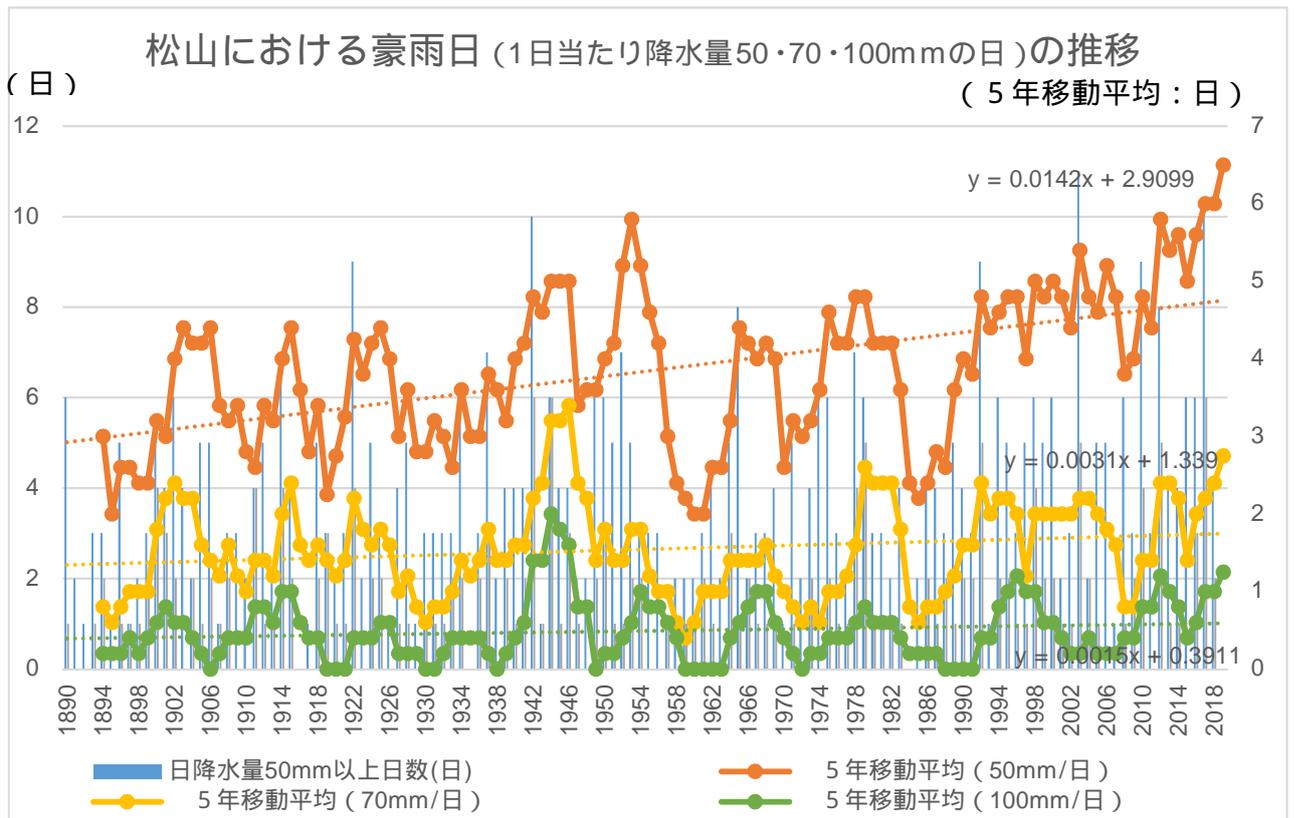


気象庁データを愛媛県水資源対策課で加工

(考察)

古くからデータの残る松山・宇和島で見ると、トレンドがいずれも右上がりとなっており、ここ100年間で無降雨日数は顕著な増加傾向を見せている。

(6) 豪雨日数の推移



気象庁データを愛媛県水資源対策課で加工

(考 察)

松山における日降水量50mm、70mm、100mm以上の日数は、トレンドがいずれも右上がりとなっており、ここ130年程度の間、このような豪雨日が増加傾向を示している。

特に、日降水量50mm以上の豪雨日は、ここ20年程度で顕著な増加傾向を示している。

4 過去の渇水アーカイブ

平成6～7年渇水

- 愛媛県渇水対策本部設置（H6. 7. 18）
- 「愛媛県渇水対策推進協議会」発足（H6. 7. 22）
県・市町村・民間の関係団体の幅広い関係機関で構成し、広く県民の節水意識の向上や適切な水利用の推進を図る。

【渇水対策本部の当面の対策】

- 全県的な渇水情報の集約・分析（ダム貯水状況、生活用水の給水制限状況、ため池による農業用水の状況、工業用水の取水制限状況）
- 全県的な渇水被害の把握（農作物、家畜、林産物及び水産物等）
- 全県的な節水対策の取りまとめ及び県民・企業等への広報活動
- 遊休井戸等の水質検査体制の充実
- 市町村等が行う渇水対策の指導・援助
- 農作物等の被害防止指導

【渇水対策本部設置前の状況】

〈気象状況〉

- ・平成6年は、全国的に夏季の降水量が少なくなり^{※1}、大規模な渇水となった（平成6年列島渇水）。
- ・特に松山市では、梅雨時期（H6. 6. 7～7. 2）が少雨であった（四国地域の平均で6割程度。松山においては4割程度）ことに加え、梅雨以降の夏季における降水量が極めて少ない^{※2}など、平成6年は年間通じて降水量が少なくなった^{※3}。

※1 6月～8月の降水量は平年の50%以下となった。

※2 6月：105mm（平年比47%）、7月：22mm（平年比11%）、8月：2mm（平年比2%）

※3 松山市の平年降水量1,315mmに対し、平成6年はわずか696mmしか降雨がなかった。

〈ダムの貯水率・取水制限の状況〉

（主なダムの取水制限の状況）

- ・銅山川ダム…H6. 7. 5～10. 1
- ・玉川ダム…H6. 7. 13～H7. 5. 15
- ・石手川ダム…H6. 6. 25～H7. 5. 2

〈利水への影響〉

- ・旧伊予三島市…一部簡易水道（時間断水；H6. 7. 18～9. 28）
- ・新居浜市…一部簡易水道（時間断水；H6. 7. 18～9. 16）
- ・旧宇和町…宇和町上水道・簡易水道（時間断水；H6. 7. 13～26）
- ・旧城川町…一部簡易水道（時間断水；H6. 7. 13～21）

〈市町の渇水対策組織の設置〉

(県の本部設置 (H6. 7. 18) 以前に組織を設置したもの)

- ・旧川之江市渇水対策本部：H6. 7. 18～9. 30
- ・旧伊予三島市渇水対策本部：H6. 7. 18～9. 30
- ・西条市渇水応急対策協議会：H6. 7. 6～10. 23
- ・旧東予市渇水対策本部：H6. 7. 5～9. 30
(協議会に切り替えて存続 H6. 9. 30～H7. 5. 15)
- ・旧丹原町庁内渇水対策本部：H6. 7. 9～H7. 5. 2
- ・旧小松町渇水対策本部：H6. 7. 13～9. 30
- ・今治市渇水対策本部：H6. 7. 15～H7. 5. 15
- ・旧朝倉村渇水対策本部：H6. 7. 7～10. 19
- ・旧波方町渇水対策本部：H6. 7. 18～H7. 5. 15
- ・旧弓削町渇水対策本部：H6. 7. 12～9. 29
- ・旧関前村渇水対策本部：H6. 7. 18～H7. 7. 11
- ・松山市渇水対策本部：H6. 7. 14～H7. 5. 2
- ・旧北条市干ばつ対策本部：H6. 7. 15～10. 18
- ・旧中島町渇水対策本部：H6. 7. 13～H7. 7. 10
- ・伊予市渇水対策本部：H6. 7. 8～H7. 1. 18
- ・旧重信町渇水対策本部：H6. 7. 13～11. 10
- ・旧川内町渇水対策本部：H6. 7. 13～10. 4
- ・旧広田村渇水対策本部：H6. 7. 18～10. 3
- ・旧久万町渇水対策本部：H6. 7. 14～8. 17
- ・旧美川村渇水対策本部：H6. 7. 15～8. 19
- ・旧五十崎町干ばつ対策班：H6. 7. 15～11. 1
- ・旧保内町干害対策本部：H6. 7. 15～7. 29
- ・伊方町干害対策本部：H6. 7. 13～7. 26
- ・旧瀬戸町干害対策本部：H6. 7. 15～10. 25
- ・旧三崎町干ばつ対策本部：H6. 7. 15～7. 28、H6. 9. 5～10. 31
- ・旧野村町干害対策本部：H6. 7. 12～10. 31
- ・旧宇和町渇水対策本部：H6. 7. 8～10. 1
- ・旧明浜町干ばつ対策本部：H6. 7. 14～11. 1
- ・旧三瓶町干害対策本部：H6. 7. 15～11. 14
- ・旧城川町干害対策本部：H6. 7. 13～12. 5
- ・宇和島市干ばつ対策本部：H6. 7. 13～10. 31
- ・旧吉田町干ばつ対策本部：H6. 7. 15～11. 22

【その後の状況】

〈市町の渇水対策組織の設置〉

- ・県内市町村では、48市町村において渇水対策本部等の組織を設置

〈ダム取水制限の状況〉

- ・台ダム…H6. 9. 12～
- ・面河ダム…H6. 7. 19～H7. 2. 21

〈利水への影響〉

○主な市町の断水の状況（23市町村で時間断水を実施（詳細は、P 58～62参照））

- ・松山市…124日間、うちH6. 8. 21～10. 20の61日間は19時間断水
- ・伊予市…113日間、うちH6. 9. 1～10. 22の52日間は20時間断水。なお、高台の簡易水道の地区では、一時24時間断水の時期があった。
- ・砥部町…44日間、うちH6. 8. 25～10. 4の41日間は、12時間断水
- ・今治市…39日間、うちH6. 9. 6～9. 29の24日間は、14時間断水

【愛媛県渇水対策本部における具体的対応策（記録が残っているものに限る。）】

※各企業や機関の名称は当時のもの

〈渇水対応に係る広報〉

- ・テレビスポット・県政広報番組等（愛媛放送・伊予テレビ・南海放送）・ラジオ（FM 愛媛）における節水のお知らせ及び節水の呼び掛け（H6. 7. 23～）
- ・県民だよりへの節水のお知らせの掲載（H6. 7. 31付け）
- ・その他（電光掲示（愛媛銀行大街道支店）や有線放送で広報を実施）

〈県内の用水の確保策〉

○松山市の完全断水回避のための緊急対策

- ◆石手川ダムの底水（最低水位以下の通常の利水には使われない堆砂容量内の貯留水等）の活用（H6. 8. 26～9. 25）
 - ・松山市（その他利水者含む）・県から地建に要望（H6. 8 月上旬）
 - ・知事が記者会見で、石手川ダムの底水の活用の意向を発言（H6. 8. 9）
 - ・H6. 8. 10、副知事が上京し、国交省に要望⇒翌日、国土庁長官来県時にも要望
 - ・H6. 8. 12、石手川渇水調整協議会において、底水 150 万トンのうち、放流管から取水できる底水 120 万トンについては、上水道・農業用水・北部かんがいの 3 利水者がそれぞれその時点の取水制限率のまま配分して使用することを決定
 - ・H6. 8. 30 石手川渇水調整協議会において、30 万トンのポンプアップが必要な量については、全て上水道として取水することを決定
 - ・石手川ダムは、H6. 8. 26の時点で貯水率ゼロにまで陥ったため、底水の活用開始
- ◆面河ダムからの工業用水から生活用水への一時的活用（石手川ダムの底水活用が終了した以降実施（H6. 9. 25～28））
 - ・H6. 8. 2、松山市長から、面河ダムからの水の融通について発言あり
 - ・事前に関係団体（建設省・農水省・通産省・農業団体・工水利用企業・高知県）と調整を実施（仁淀川下流である高知県との調整に際しては、知事が直接高知県

知事を訪問し要請（H6. 9. 2）。

- ・石手川ダム・面河ダム調整会議（H6. 9. 13）で、関係者の了解を得て実施
- ・農業用水の取水は、H6. 9. 24までに年間の予定水量を全て取水していたため、取水制限をしている工業用水の節水分から生活用水へ補給
- ・取水方法は、面河ダムから農業用水路を経由して松山市の横谷池まで流し、その後、石手川に放流し浄水場まで導水
- ・台風26号による降雨（H6. 9. 27～）の影響で、石手川ダムの底水の貯水量が回復したため、4日間で補給を終了（調整会議了解事項に基づき正式に補給終了したのは、H6. 10. 15）

（参考）

平成6年列島渇水を受け、渇水調整による水利使用者間の水の融通の円滑化を図るため、平成9年の河川法改正により、異常渇水時における水利使用の特例が追加された（河川法第53条の2）。

[内容]関係行政機関の長との協議等を経ることなく、河川管理者の承認を受けて、水利使用者が、水利使用が困難となった他の水利使用者に、既に許可を受けている自己の水利使用を行わせることができる。

◆水ヶ峠トンネル（国道317号）の湧水の松山市側への揚水開始（H6. 8. 11）

- ・トンネル建設に伴う湧水は、もともと、分水嶺（トンネル中央部）を境に、それぞれの市（当時の今治市側は、旧玉川町）のものとなることとしていた。
- ・トンネルの勾配が松山市側から今治市側の下っており、松山市側は揚水する計画であった。
- ・掘削工が完了し湧水が発生していたため、H8年度のトンネル完成を待たず、渇水対応のための応急対策として、全て今治市側に流れていた湧水を松山市側に揚水するため、貯水槽に貯まった湧水をポンプアップして、日量2,400トンを石手川上流に放流

○旧玉川町から今治市への水融通の要請（H6. 9. 12～）

- ・旧玉川町から県へ申出あり
⇒県・今治市が旧玉川町に要請⇒今治市が支援を受入れ
- ・今治市が玉川上水道八幡水源地から今治市の高橋水源地へ仮設導水管を敷設
- ・日量1,000トンの送水を実施

○生活用水の広域的輸送に係る陸上・海上自衛隊、民間等への支援要請

要請先	区間	期間	輸送量 (総量)	延べ車両 等台数	延べ 人員
陸上自衛隊 (7/28付け要請 ^{※4})	西条市→伊予市	7/28～10/23	3505.5 t	425台	3,330人
	西条市→松山市	8/ 2～10/23	3819.0 t	410台	
	松前町→伊予市	7/30～10/ 5	3723.5 t	204台	

海上自衛隊 (8/22付け要請※4)	長浜町→中島町	8/24～10/15	4170.0 t	26隻	735人
	新居浜市→関前村	9/6～9/13	700 t	2隻	
四国電力	長浜町→伊予市	9/1～10/21	752.0 t	122台	—
民間	西条市→伊予市	7/28～10/23	2009.9 t	251台	—
	松前町→伊予市	7/31～10/2	7214.5 t	522台	
四国地方建設局・ 民間	西条市→松山市	8/2～10/23	4751.5 t	340台	—

※4 災害派遣要請は、自衛隊法第83条の規定に基づき、知事から要請。その他は、渇水対策本部長（当時は副知事）から依頼・要請

○海水淡水化装置の緊急幹旋（いずれも民間企業所有のものを貸出し）

貸出先	仲介者	給水期間	造水能力
旧魚島村	厚生省	8/22～(H7.3末頃)	30m ³ /日
伊予市	(民間企業から直接)	8/24～10/24	5.5m ³ /日
伊予市	厚生省	9/23～10/24	200m ³ /日
旧中島町		11/10～(H7.7頃)	
旧中島町	厚生省	9/26～(H7.9頃)	24m ³ /日×2基

〈渇水対策関連予算（平成6年度の補正予算で対応）〉

部局	事業名	予算額（千円）	概要
保健環境部	遊休井戸等緊急水質検査費	5,637千円 (9月補正)	遊休井戸等の水質検査依頼の増加への対応
商工労働部	中小企業渇水対策特別融資制度資金買付金	1,200,000千円 (9月補正)	中小企業を対象とした低利の渇水対策資金の創設
農林水産部	農作物干害応急対策事業費	97,000千円 (9月補正) 467,533千円 (12月補正)	干害応急対策の実施に要した費用への助成
水産局	渇水対策資金融資費 (漁業近代化資金)	55千円 (9月補正)	内水面養殖業者を対象とした利子補給制度
土木部	水ヶ峠トンネル湧水排出施設設置費	9,000千円 (9月補正)	トンネル内の湧水を松山市側に排出するための施設整備

〈国への要望活動・視察対応〉

政策調整課、水資源開発局、総務監理課にて、それぞれ役割分担して対応

- 西瀬戸知事会共同要望（運輸省・建設省・国土庁等）（H6.8.10）
- 自民党県連渇水対策本部中予班の渇水状況視察（H6.8.10）
- 国土庁長官渇水状況現地視察（H6.8.11）
- 衆議院特別委員会第三調査室視察（H7.1.12）

〈その他庁内各部局の主な取組み〉

部 局	内 容
総務部	<p>◇県庁舎における節水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ等の一部使用制限 ・散水、公用車のホース洗車等の自粛 ・水冷式冷房施設の運転時間制限等の実施（渇水の状態が深刻になれば時間制限又は運転中止も想定） ・節水対策の職員への周知徹底 ・花の水やりの中止、プランターの撤去 ・構内の井戸水の活用（植栽へのかん水、清掃、洗車用水、その他） <p>◇地方局庁舎における節水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内放送等による職員への節水呼び掛け ・トイレの水量制限・水量調整 ・かん水の制限 ・公用車のホース洗車の自粛 ・清掃時のバケツ使用の徹底 ・職員住宅入居者への節水の呼び掛け ・プランターの撤去 ・冷房時間の延長中止（渇水の状態が深刻になれば時間制限又は運転中止も想定）
保健環境部	<p>◇保健所における飲用井戸水の水質検査体制の充実</p> <p>使用可能な遊休井戸（約5,000箇所）の活用を図るため、水質検査について、渇水対策本部設置期間中の検査受付日を週2日から週5日へと拡充して対応（保健所相互間での応援体制、OB職員の活用等も想定）</p>
農林水産部	<p>◇農作物等の被害防止指導</p> <p>作物別（普通作物（水稻）・野菜・花き・果樹・畜産・養蚕・林業関係）に生育・収量への影響を把握した上で、技術対策をまとめ、技術指導を実施</p>
土木部	<p>◇水運搬用のポリ容器の購入</p> <p>街路樹への散水・路面及びトンネル内部の清掃等に活用するため</p>
公営企業管理局	<p>◇県立病院における節水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節水対策（入院患者・職員への院内放送や貼り紙による節水の呼び掛け、来客等の湯茶サービスの規制、節水ゴマの活用等） ・断水・時間給水（生命に関わる人工透析や緊急手術に要する水は優先的に確保した上で、ポリタンクの設置・入浴・洗濯・清掃・治療方法の変更・給食メニューの変更等）
教育委員会	<p>◇各学校の部活動の水利用の自粛</p>

〈他県・民間からの支援〉

※支援を受けた相手方には、それぞれお礼状・感謝状（知事名）を送付

相手方	金額 支援内容	日時	活用方策
高知県知事	災害見舞金 20万円	H6. 8. 2	松山市に対する見舞金として活用
高知県職員互助会	渇水見舞金 20万円	不明	2リットル入り自然水ボトル(320本)・紙コップ(17,830個)を購入 (松山市・伊予市内の庁舎に在籍する職員向け)
栃木県議会	見舞金 50万円	不明	全額を県医師会に贈り、ミネラルウォーターを一括購入し、給水制限地区の医療機関に配布
群馬県渋川市	ミネラルウォーターの支援	不明	松山市の社会福祉施設(3箇所)向けに、1リットル容器入り900本(1施設当たり300本)を支援
紙容器用紙製造業者	ミネラルウォーターの支援	不明	断水を実施している市町村の社会福祉施設・医療機関等向けに、1リットル容器入り11,400本を支援
県内農業団体	ミネラルウォーターの支援	H6. 8. 29 申出	断水を実施している市町村の社会福祉施設・医療施設等向けに、1リットル紙容器入り約12,000本を支援

【対策本部の解散に至るまで】

- 平成6年9月以降、わずかながらも降雨があり、9月末には台風26号により、その後も何度かまとまった降雨があったこともあり、県内ダムの貯水率が次第に回復するとともに、県内市町村の時間給水は次第に回避に向かう。
- 平成6年11月28日に四国地方建設局に設置されていた渇水対策本部が解散されるとともに、同年12月上旬、松山市の断水が解除となり、全県的にほぼ渇水状況が解消することとなったが、同月時点で松山市や今治市などが渇水対策本部を継続していたことから、県の渇水対策本部も存置することとした。
- 平成7年4月には、台ダムの貯水率が14パーセント前後に落ち込んだが、その後の降雨により次第に回復し、同年7月17日、県内市町村に設置されていた渇水対策本部が全て解散された^{※5}ため、同日、県渇水対策本部・渇水対策推進協議会も解散した。

※5：渇水対策本部が最後まで残ったのは、旧関前村(～H7.7.11)

平成6年 県内渇水チャート

自治体 (地域)	項目	始期	終期	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
愛媛県	愛媛県渇水対策本部	7/18	7/7/17							7/18					
	愛媛県渇水対策推進協議会	7/22	7/7/17							7/22					
新居浜市	断水 深谷簡水(6-13時間)	7/18	9/16							7/18		9/16			
	鹿森ダム*	-	-												
西条市域	取水制限(工水20%)	7/11	7/26							7/11	7/26				
	西条市渇水応急対策協議会	7/6	10/23							7/6			10/23		
西条市域	東予市渇水対協議会	7/5	7/5/15							7/5					
	(丹原) 庁内渇水対策本部	7/9	7/5/2							7/9					
西条市域	小松町渇水対策本部	7/13	9/30							7/13		9/30			
	川之江市渇水対策本部	7/18	9/30							7/18		9/30			
西条市域	伊予三島市渇水対策本部	7/18	9/30							7/18		9/30			
	新宮村渇水対策本部	7/22	10/3							7/22			10/3		
西条市域	断水 上小川簡水(8-24時間)《伊予三島》	7/18	9/28							7/18		9/28			
	中村簡水(5時間)《土居》	8/27	9/29								8/27	9/29			
西条市域	小林簡水(6時間)《土居》	9/21	9/29									9/21	9/29		
	銅山川ダム群貯水率 ※富郷ダム完成前のため省略	-	-												
四国中央市域	自主節水(工水1.8%)	6/7	10/1						6/7				10/1		
	自主節水(工水7.7%)	6/15	10/1						6/15				10/1		
四国中央市域	自主節水(工水17.5%)	6/28	10/1						6/28				10/1		
	取水制限(工水26.7%)	7/5	10/1							7/5			10/1		
四国中央市域	取水制限(上水3.3%工水26.7%かんがい18.7%)	8/18	10/1								8/18		10/1		
	取水制限(上水3.3% 工水37.3%)	7/11	8/17							7/11	8/17				
四国中央市域	取水制限(上水3.3%工水37.3%かんがい18.7%)	9/14	10/1									9/14	10/1		
	取水制限(上水5%工水46.9%かんがい18.7%)	9/20	10/1									9/20	10/1		
四国中央市域	取水制限(上水5%工水46.9% かんがい22.4%)	7/18	8/17							7/18	8/17				
	取水制限(上水5%工水51.7%かんがい22.4%)	8/13	8/17								8/13	8/17			
四国中央市域	取水制限(上水5%工水57%かんがい18.7%)	9/24	10/1									9/24	10/1		
	取水制限(上水5%工水57%かんがい22.4%)	7/23	7/27							7/23	7/27				

* 鹿森ダムの工業用水は、別子ダムと併せて運用されているため、ここでは貯水率の記載を省略している。

【注意事項】

- ・取水及び給水制限等に関する記載は、制限内容がより厳しいものが下段になるよう記載している。
- ・取水及び給水制限等の帯は、当該制限等より厳しい制限等が続いている場合は、継続しているものとして記載している。
- ・黄色セルは、渇水対策本部等の設置したことを表している。
- ・緑色セルは、渇水対策本部等の設置に至らないが、節水啓発等を目的とした組織を設置したことを表している。
- ・桃色セルは、減圧、断水等、給水に係る制限等を表している。
- ・灰色セルは、ダムでの取水制限等、取水に係る制限等を表している。

【特記事項】

- ・当該表（H6年分）については、給水制限が多数あるため、上水道にあっては減圧・断水、簡易水道にあっては断水の情報を記載した。

平成6年 県内湧水チャート

自治体 (地域)	項目	始期	終期	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
今治市域	今治市湧水対策本部	7/15	7/5/15							7/15						
	朝倉村湧水対策本部	7/7	10/19							7/7			10/19			
	波方町湧水対策会	7/18	7/5/15							7/18						
	関前村湧水対策本部	7/18	7/7/11							7/18						
	大西町湧水対策本部	7/21	7/5/15							7/21						
	玉川町湧水対策本部	7/22	10/24							7/22			10/24			
	菊間町干ばつ湧水対策本部 10/4～菊間町湧水対策本部	8/1	10/21									8/1		10/21		
	吉海町湧水対策本部	8/1	10/26									8/1		10/26		
	今治上水道 水圧調整(3.5kg/cm ² →2.5kg/cm ²)	7/18	8/21								7/18	8/21				
	(→2.0kg/cm ²)	8/8	8/21									8/8	8/21			
	(→1.5kg/cm ²)	8/17	8/21									8/17	8/21			
	(→1.2kg/cm ²)	8/20	8/21									8/20	8/21			
	断水 (6時間)	8/22	9/29									8/22		9/29		
	(8時間)	8/27	9/29									8/27		9/29		
	(11時間)	9/1	9/29										9/1	9/29		
	(16時間)	9/6	9/29										9/6	9/29		
	波方町上水道 水圧調整(3.1kg/cm ² →2.7kg/cm ²)	8/11	8/21									8/11	8/21			
	(→2.4kg/cm ²)	8/17	8/21									8/17	8/21			
	断水 (8時間)	8/22	9/29									8/22		9/29		
	(11時間)	8/27	9/29									8/27		9/29		
	(17時間)	9/1	9/29										9/1	9/29		
	(19時間)	9/6	9/29										9/6	9/29		
	大西町上水道 断水 (6時間)	8/22	9/29									8/22		9/29		
	(8時間)	8/27	9/29									8/27		9/29		
	(11時間)	9/1	9/29										9/1	9/29		
	(16時間)	9/6	9/29										9/6	9/29		
	玉川ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	87.0 89.6 90.7 90.9 91.7 91.5	91.5 91.6 91.0 91.6 92.7 92.4	93.0 93.4 92.8 92.3 92.4 92.8	92.5 92.7 92.4 94.7 95.3 95.2	95.1 94.5 93.9 94.9 93.6 91.7	89.9 85.9 83.6 81.6 76.4 70.4	65.6 58.6 52.1 46.4 41.2 42.8	40.8 35.5 32.6 28.6 24.5 20.4	17.0 14.4 12.7 10.3 9.9 9.0	29.0 32.9 34.6 35.8 40.2 45.9	47.7 48.5 48.7 50.1 50.6 50.6	50.7 50.5 50.7 51.1 51.0 50.6	
	取水制限(上水11.3% 工水41.4%)	7/13	10/25*								7/13			10/25		
	取水制限(上水25% 工水25.8%)	10/25	7/5/15											10/25		
	取水制限(上水25% 工水41.4%)	8/2	10/25*									8/2		10/25		
	取水制限(上水30% 工水37.3%)	10/19	10/25*											10/19 10/25		
	取水制限(上水30% 工水41.4%)	8/9	10/19*									8/9		10/19		
取水制限(上水30% 工水58.9%)	10/1	10/19*											10/1 10/19			
取水制限(上水30% 工水69.4%)	8/12	10/1									8/12		10/1			
取水制限(上水50% 工水69.4%)	8/22	10/1									8/22					
取水制限(上水50% 工水95.6%)	8/29	10/1										8/29				
台ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	100 100 99.9 99.3 99.3 99.0	98.9 98.4 98.2 100 100 100	100 100 100 100 100 100	100 99.9 99.9 100 100 100	100 99.6 98.9 98.7 97.0 95.5	94.3 92.1 90.9 91.8 91.7 90.5	88.3 85.6 82.6 79.1 75.6 73.5	69.9 66.5 63.3 59.7 56.7 53.9	50.4 47.2 45.2 42.5 40.2 37.9	40.6 39.4 37.9 36.5 37.1 37.1	35.4 34.4 33.0 32.0 31.3 30.1	28.9 27.7 27.0 26.0 24.8 24.0		
取水制限(上水8.3%)	9/12	7/7/3										9/12				
取水制限(上水20%)	9/22	7/7/3										9/22				
取水制限(上水36%)	11/28	7/7/3												11/28		
取水制限(上水63%)	12/20	7/6/1*													12/20	
上島町域	生名村湧水対策本部	7/20	9/30							7/20			9/30			
	弓削町湧水対策本部	7/12	9/29							7/12			9/29			
	魚島村湧水対策本部	7/22	7/5/2							7/22						
	岩城村湧水対策本部	7/23	9/29							7/23			9/29			
	上島上水道企業団 バルブ調整(20%の減水)	7/30	9/15								7/30		9/15			
	(40%の減水)	7/18 8/1 8/17	7/29 8/12 8/26								7/18 7/29	8/1 8/12 8/17	8/26			
	断水 (14時間)	9/7	9/8										9/7 9/8			
	(17時間)	9/3	9/6										9/3 9/6			
	(18時間)	8/29	9/2										8/29	9/2		
	(19時間)	7/22 8/26	8/16 8/28								7/22	8/16 8/26	8/28			
	(20時間)	8/17	8/25									8/17 8/25				
	断水 魚島簡水 (10～19時間)	7/23	8/30								7/23		8/30			
高井神簡水 (10～19時間)《魚島》	7/23	9/1								7/23		9/1				

【注意事項】

- 取水及び給水制限等に関する記載は、制限内容がより厳しいものが下段になるよう記載している。
- 取水及び給水制限等の帯は、当該制限等より厳しい制限等が続いている場合は、継続しているものとして記載している。
- 黄色セルは、湧水対策本部等の設置したことを表している。
- 緑色セルは、湧水対策本部等の設置に至らないが、節水啓発等を目的とした組織を設置したことを表している。
- 桃色セルは、減圧、断水等、給水に係る制限等を表している。
- 灰色セルは、ダムでの取水制限等、取水に係る制限等を表している。

【特記事項】

- 当該表（H6年分）については、給水制限が多数あるため、上水道にあっては減圧・断水、簡易水道にあっては断水の情報を記載した。

※ 取水制限等の終期が不明なため、便宜上、当該制限等の緩和日と同日としている。

平成6年 県内湧水チャート

自治体 (地域)	項目	始期	終期	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																								
松山市域	松山市湧水対策本部	7/14	7/5/2							7/15																																																													
	北条市干ばつ対策本部	7/15	10/18							7/15			10/18																																																										
	中島町湧水対策本部	7/13	7/7/10							7/13																																																													
	松山市上水道 水圧調節 (50%減圧)	7/11	7/25							7/11	7/25																																																												
	断水 (8時間)	7/26	7/27								7/26																																																												
	(12時間)	7/28	7/30								7/27																																																												
	(13時間)	11/8	11/8								7/28				11/9	11/26																																																							
	(16時間)	7/31	8/20								7/30				11/8																																																								
	(17時間)	10/22	11/7								7/31	8/20		10/22	11/7																																																								
	(19時間)	10/21	10/21											10/21																																																									
		8/21	10/20									8/21		10/20																																																									
	断水 久谷中組簡易水道(8~9時間)	8/19	10/6									8/19		10/6																																																									
	窪野地区簡易水道(8~9時間)	8/29	10/6									8/29		10/6																																																									
	荏原川東簡水(9時間)	9/5	10/6										9/5	10/6																																																									
	荏原川西簡水(9時間)	9/5	10/6										9/5	10/6																																																									
	関谷出口簡水(9時間)	9/5	10/6										9/5	10/6																																																									
	怒和簡水(11~15時間)《中島》	7/24	11/7								7/24				11/7																																																								
	津和地簡水(8~15時間)《中島》	8/8	11/7									8/8			11/7																																																								
	吉木簡水(8~15時間)《中島》	8/15	11/7									8/15			11/7																																																								
	大浦・小浜簡水(8~15時間)《中島》	8/26	11/10										8/26		11/10																																																								
	神ノ浦簡水(8~15時間)《中島》	8/26	11/7										8/26		11/7																																																								
	長師宮野簡水(8~15時間)《中島》	8/26	11/7										8/26		11/7																																																								
	宇和間簡水(8~15時間)《中島》	8/26	11/7										8/26		11/7																																																								
	饒簡水(8~15時間)《中島》	8/26	11/7										8/26		11/7																																																								
	畑里簡水(8~15時間)《中島》	8/26	11/7										8/26		11/7																																																								
	粟井簡水(8~15時間)《中島》	8/26	11/7										8/26		11/7																																																								
	睦月簡水(8~15時間)《中島》	8/26	11/7										8/26		11/7																																																								
	野忽那簡水(8~15時間)《中島》	8/26	11/7										8/26		11/7																																																								
	松山市工業用水道 (自主節水)	6/6	7/5/2							6/6																																																													
	松山市工業用水道 (給水カット 20~90%)	7/15	7/5/2								7/15																																																												
	石手川ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	95.9	96	96.1	96.2	96.3	96.5	96.3	96.4	96.3	97.1	96.3	96.4	96.6	96.3	95.4	95.4	95.5	95.4	95.4	95.7	95.4	95.6	95.5	95.8	95.4	93.6	91.6	85.1	77.8	74.7	68.2	60.8	54.9	46.9	38.7	29.7	22	20.1	18.5	14.2	9.81	6.16	3.66	0.18	-3.7	-6.8	-9.7	-13	-16	-19	-4.7	-4.7	-2.2	0.06	3.89	15.4	19	21.4	25.2	28.9	32.5	34.9	35.1	36	38.1	40.7	41.5	41.5
	自主節水(農水17%)	6/10	※1								6/10																																																												
	取水制限(上水20%農水20%かんがい10%)	6/25	※1								6/25																																																												
	取水制限(上水25%農水25%かんがい20%)	7/5	※1								7/5																																																												
	取水制限(上水35%農水35%かんがい40%)	7/13	※1								7/13																																																												
	取水制限(上水40%農水58%かんがい40%)	7/19	※1								7/19																																																												
	取水制限(上水40%農水67%かんがい42%)	7/23	※1								7/23																																																												
	取水制限(上水35% ^{※2} 農水67%かんがい42%)	9/1	※1										9/1																																																										
	取水制限(日最大取水量合計107,900m ^{※3})	11/26	7/1/21 ^{※4}													11/26																																																							
	取水制限(日最大取水量合計86,300m ^{※5})	10/6	11/26 ^{※4}											10/6		11/26																																																							
(利水容量0以下)	8/26	10/15										8/26		10/15																																																									
(面河ダムから補給)	9/25	9/28											9/25	9/28																																																									

※1 10/6以降、取水制限の手法が変更となっているため、従前の制限からは継続性がないものとして整理した。
 ※2 上水道のカット率の変更は、9/1を境に通常の取水量が85,000m³/d→78,600m³/dになることから行ったもので、実際の取水量の変更はありません。
 ※3 上水 日最大50,100m³ 農水 日最大8,600m³(ただし20日に1回、51,800m³) かんがい 非かんがい期の防除用水 6,000m³/日(1月20日までに2回) 合計 日最大107,900m³、平常時64,700m³
 ※4 取水制限等の終期が不明なため、便宜上、当該制限等の緩和日と同日としている。
 ※5 上水 日最大50,100m³(通常30,000m³) 農水 10月6~10日 日最大30,200m³、11日以降8,600m³ かんがい 非かんがい期の防除用水 6,000m³×3回=18,000m³ 合計 10月6~10日 日最大86,300m³、11日以降64,700m³

【注意事項】

- ・取水及び給水制限等に関する記載は、制限内容がより厳しいものが下段になるよう記載している。
- ・取水及び給水制限等の帯は、当該制限等より厳しい制限等が続いている場合は、継続しているものとして記載している。
- ・黄色セルは、湧水対策本部等の設置したことを表している。
- ・緑色セルは、湧水対策本部等の設置に至らないが、節水啓発等を目的とした組織を設置したことを表している。
- ・桃色セルは、減圧、断水等、給水に係る制限等を表している。
- ・灰色セルは、ダムでの取水制限等、取水に係る制限等を表している。

【特記事項】

- ・当該表（H6年分）については、給水制限が多数あるため、上水道にあっては減圧・断水、簡易水道にあっては断水の情報を記載した。

平成6年 県内湧水チャート

自治体 (地域)	項目	始期	終期	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
伊予市域	伊予市湧水対策本部	7/8	7/1/18							7/8						
	双海町湧水対策本部	7/19	9/30							7/19		9/30				
	中山町湧水対策本部	7/20	10/3							7/20		10/3				
	伊予市上水道 断水 (6時間)	7/20	7/25							7/20 7/25						
	(7時間)	10/24	11/9										10/24	11/9		
	(8時間)	10/23	10/23										10/23			
	(17時間)	7/26	8/31							7/26	8/31					
	(20時間)	9/1	10/22									9/1	10/22			
	断水 三秋簡水(7~24時間)	7/20	11/9							7/20					11/9	
	宮ノ下簡水(7~20時間)	9/6	11/9									9/6			11/9	
	上野簡水(7~17時間)	7/20	11/9							7/20					11/9	
	八倉簡水(7~17時間)	9/10	11/9									9/10			11/9	
	豊田簡水(7時間)《双海》	8/8	9/30									8/8	9/30			
小網簡水(7~10時間)《双海》	8/8	11/16									8/8			11/16		
東温市域	重信町湧水対策本部	7/13	11/10							7/13				11/10		
	川内町湧水対策本部	7/13	10/4							7/13		10/4				
	断水 横河原地区簡水(8時間)	8/6	9/29								8/6	9/29				
	北吉井地区簡水(10~15時間)	9/7	9/29									9/7	9/29			
久万高原町域	久万町湧水対策本部	7/14	8/17							7/14	8/17					
	美川村湧水対策本部	7/15	8/19							7/15	8/19					
	面河△貯水率(かんがい 6/6から10/6)	-	-	62.5 63.9 64.0 63.6 68.1 67.4 64.6 64.5 61.7 60.9 61.5 63.3 61.2 61.5 69.6 74.2 75.7 77.1 79.0 83.1 83.3 86.5 85.9 88.1 88.4 88.4 88.1 93.0 95.9 95.4 96.3 95.7 90.4 83.7 79.3 76.6 71.0 64.5 56.5 48.2 39.3 34.3 43.6 40.3 35.2 41.7 44.3 40.5 34.5 30.6 27.2 23.8 21.2 19.5 27.9 30.7 31.4 35.9 37.4 41.0 42.2 42.3 43.2 43.4 44.7 45.1 45.3 45.0 47.3 52.6 53.5 53.6												
	自主節水(工水8%)	7/15	7/2/21							7/15						
	取水制限(工水10%)	12/15	7/2/21												12/15	
	取水制限(工水25%)	7/19	12/15 [※]							7/19						12/15
	取水制限(工水25%かんがい20%)	7/22	10/5							7/22			10/5			
	取水制限(工水35%)	10/27	12/15 [※]										10/27		12/15	
	取水制限(工水35%かんがい30%)	7/26	10/5							7/26			10/5			
取水制限(工水45%)	10/6	10/27 [※]									10/6	10/27				
取水制限(工水45%かんがい30%)	8/17	10/5									8/17	10/5				
松前町域	松前町湧水対策本部	7/27	10/28							7/27			10/28			
砥部町域	広田村湧水対策本部	7/18	10/3							7/18			10/3			
	砥部町湧水対策本部	7/21	10/4							7/21			10/4			
	砥部町上水道 水圧調整(20%の節水を見込む)	7/22	8/21							7/22	8/21					
	断水 (9時間)	8/22	10/4								8/22		10/4			
	(12時間)	8/25	10/4								8/25		10/4			
川中川下簡水 断水 (12時間)《砥部町》	9/28	10/4									9/28	10/4				
八幡浜市域	八幡浜干ばつ対策会議	7/20	10/31							7/20			10/31			
	保内町干害対策本部	7/15	7/29							7/15	7/29					
	断水 鳥の子地区簡水(8時間)《保内》	8/8	8/19								8/8	8/19				

※ 取水制限等の終期が不明なため、便宜上、当該制限等の緩和日と同日としている。

【注意事項】

- ・取水及び給水制限等に関する記載は、制限内容がより厳しいものが下段になるよう記載している。
- ・取水及び給水制限等の帯は、当該制限等より厳しい制限等が続いている場合は、継続しているものとして記載している。
- ・黄色セルは、湧水対策本部等の設置したことを表している。
- ・緑色セルは、湧水対策本部等の設置に至らないが、節水啓発等を目的とした組織を設置したことを表している。
- ・桃色セルは、減圧、断水等、給水に係る制限等を表している。
- ・灰色セルは、ダムでの取水制限等、取水に係る制限等を表している。

【特記事項】

- ・当該表（H6年分）については、給水制限が多数あるため、上水道にあっては減圧・断水、簡易水道にあっては断水の情報を記載した。

平成6年 県内湧水チャート

自治体 (地域)	項目	始期	終期	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
西予市域	野村町干害対策本部	7/12	10/31							7/12			10/31		
	宇和町湧水対策本部	7/8	10/1							7/8			10/1		
	明浜干ばつ対策本部	7/14	11/1							7/14				11/1	
	三瓶町干害対策本部	7/15	11/14							7/15				11/14	
	城川町干害対策本部	7/13	12/5							7/13					12/5
	宇和町上水道 断水 (17時間)	7/13	7/20							7/13 7/20					
	断水 伊崎簡水(7~19時間) (宇和)	7/16 8/29	7/26 9/19							7/16 7/26		8/29	9/19		
	多田簡水(8時間) (宇和)	7/18	7/26							7/18 7/26					
	田苗簡水(4時間) (宇和)	7/20	7/26							7/20 7/26					
	坂石簡水(10~20時間) (野村)	8/3	8/23								8/3	8/23			
	前石簡水(10時間) (野村)	8/10	8/14								8/10 8/14				
	男河内成穂簡水(8時間) (城川)	7/13	7/20							7/13 7/20					
重谷簡水(9時間) (城川)	7/15	7/21							7/15 7/21						
内子町域	内子町干害対策協議会	7/19	11/1							7/19				11/1	
	五十崎町干ばつ対策班	7/15	11/1							7/15				11/1	
	断水 寺村簡水(8.5時間) (小田)	7/6 9/5	7/27 10/11							7/6 7/27		9/5	10/11		
	下宿間上県条例水道(7~8時間) (五十崎町)	8/11	10/2								8/11		10/2		
池窪県条例水道(3~8時間) (五十崎町)	8/16	10/13								8/16		10/13			
伊方町域	伊方町干害対策本部	7/13	7/26							7/13 7/26					
	瀬戸町干害対策本部	7/15	10/25							7/15			10/25		
	三崎町干ばつ対策本部	7/15 9/5	7/28 10/31							7/15 7/28		9/5	10/31		
宇和島市域	宇和島市干ばつ対策本部	7/13	10/31							7/13			10/31		
	吉田町干ばつ対策本部	7/15	11/22							7/15				11/22	
	三間町干ばつ対策本部	7/19	8/20							7/19	8/20				
	津島町干ばつ対策本部	7/22	8/18							7/22	8/18				
鬼北町域	断水 栗の木上条例水道(14~15時間) (日吉)	7/19 9/27	7/21 9/28							7/19 7/21			9/27 9/28		

【注意事項】

- ・取水及び給水制限等に関する記載は、制限内容がより厳しいものが下段になるよう記載している。
- ・取水及び給水制限等の帯は、当該制限等より厳しい制限等が続いている場合は、継続しているものとして記載している。
- ・黄色セルは、湧水対策本部等の設置したことを表している。
- ・緑色セルは、湧水対策本部等の設置に至らないが、節水啓発等を目的とした組織を設置したことを表している。
- ・桃色セルは、減圧、断水等、給水に係る制限等を表している。
- ・灰色セルは、ダムでの取水制限等、取水に係る制限等を表している。

【特記事項】

- ・当該表（H6年分）については、給水制限が多数あるため、上水道にあっては減圧・断水、簡易水道にあっては断水の情報を記載した。

平成7年 県内湧水チャート

自治体 (地域)	項目	始期	終期	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
愛媛県	県湧水対策本部	6/7/18	7/17							7/17					
	県湧水対策推進協議会	6/7/22	7/17							7/17					
新居浜市	鹿森ダム ^{※1}	-	-												
	取水制限(工水25%)	3/6	3/20			3/6	3/20								
西条市	東予市湧水対策本部	6/7/5	5/15					5/15							
	(丹原) 庁内湧水対策本部	6/7/9	5/2					5/2							
四国中央市	銅山川ダム群貯水率 <small>※富郷ダム完成前のため省略</small>	-	-												
	自主節水(工水1.8%)	1/24	5/2	1/24				5/2							
	自主節水(工水7.7%)	2/14	5/2		2/14			5/2							
今治市	自主節水(工水17.5%)	3/8	4/20			3/8	4/20								
	今治市湧水対策本部	6/7/15	5/15					5/15							
	波方町湧水対策会	6/7/18	5/15					5/15							
	関前村湧水対策本部	6/7/18	7/11							7/11					
	大西町湧水対策本部	6/7/21	5/15					5/15							
	玉川ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	50.2 51.9 51.8 51.3 50.6 50.8	50.0 49.0 48.0 48.1 47.2 46.0	45.6 45.1 44.6 44.2 43.4 42.6	42.7 42.0 42.1 44.1 46.9 51.2	55.9 65.9 69.0 83.9 93.7 99.9	100 99.9 99.7 98.9 96.4 97.1	96.2 95.9 99.4 99.8 100 99.9	98.9 95.9 91.1 89.5 84.9 79.7	78.1 76.3 74.3 69.1 63.6 71.7	71.4 74.7 76.6 76.9 76.3 79.3	79.5 79.3 80.3 81.4 81.9 81.8	81.4 80.6 79.9 78.6 77.4 76.1
	取水制限(上水25% 工水25.8%)	6/10/25	5/15					5/15							
	台ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	22.9 23.3 22.6 21.9 21.1 20.7	19.9 19.1 18.4 18.7 18.1 17.4	17.1 16.6 16.0 15.3 14.6 14.1	14.3 14.0 15.0 16.0 16.2 17.1	21.0 27.7 29.1 49.3 56.7 61.5	63.4 65.4 66.1 67.2 67.2 68.4	68.8 100 100 100 100 99.7	98.3 97.0 95.0 92.9 89.7 84.2	82.9 81.5 80.6 78.4 75.8 77.3	78.5 79.2 78.7 77.1 75.3 75.8	74.3 72.5 71.6 70.2 68.8 67.2	65.6 63.7 62.2 60.9 59.3 57.5
	取水制限(上水8.3%)	6/9/12	7/3							7/3					
	取水制限(上水20%)	6/9/22	7/3							7/3					
取水制限(上水36%)	6/11/28	7/3							7/3						
取水制限(上水40.7%)	6/1	7/3						6/1	7/3						
取水制限(上水63%)	6/12/20	6/1 ^{※2}						6/1							
取水制限(上水63%+自主3.7%)	3/1	6/1 ^{※2}			3/1			6/1							
上島町	魚島村湧水対策本部	6/7/22	5/2					5/2							
松山市	松山市湧水対策本部	6/7/14	5/2					5/2							
	中島町湧水対策委本部	6/7/13	7/10							7/10					
	松山市工業用水道(自主節水)	6/6/6	5/2					5/2							
	松山市工業用水道(給水カット 20~90%)	6/7/15	5/2					5/2							
	石手川ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	41.4 44.7 46.5 46.0 46.8 48.2	49.2 50.0 50.6 51.2 51.9 52.0	52.1 52.1 51.9 51.8 51.9 52.1	53.2 53.8 55.2 59.2 66.3 76.0	83.4 98.1 96.7 99.9 97.9 97.8	97.1 97.0 96.1 92.5 86.5 81.3	75.3 97.4 99.2 97.5 97.7 97.7	95.5 90.8 85.4 84.0 79.2 72.5	66.8 65.7 64.6 62.9 59.2 62.2	60.2 60.1 59.7 59.2 59.1 61.9	61.4 60.9 63.4 63.4 63.1 62.7	62.0 61.4 60.6 59.0 57.3 55.6
	取水制限(日最大取水量合計121,800m ^{※3})	4/11	5/2					4/11	5/2						
取水制限(日最大取水量合計116,900m ^{※4})	1/21	4/11 ^{※2}	1/21				4/11								
取水制限(日最大取水量合計107,900m ^{※5})	6/11/26	1/21 ^{※2}	1/21												
久万高原町	面河ダム貯水率	-	-												
	自主節水(工水8%)	6/7/15	2/21		2/21										
	取水制限(工水10%)	6/12/15	2/21		2/21										
伊予市	湧水対策本部	6/7/8	1/18	1/18											

※1 鹿森ダムの工業用水は、別子ダムと併せて運用されているため、ここでは貯水率の記載を省略している。
 ※2 取水制限等の終期が不明なため、便宜上、当該制限等の緩和日と同日としている。
 ※3 上水 日量40,000m³ 農水 日最大8,600m³(ただし20日に1回、51,800m³) かんがい 3/21~6/5総量30,000m³(最大)
 ※4 上水 日最大50,100m³ 農水 日最大8,600m³(ただし20日に1回、51,800m³) かんがい 冬季かんがい用水 15,000m³/日×4日×2回(3月20日まで) 合計 日最大116,900m³、平常時73,700m³
 ※5 上水 日最大50,100m³ 農水 日最大8,600m³(ただし20日に1回、51,800m³) かんがい 非かんがい期の防除用水 6,000m³/日(1月20日までに2回) 合計 日最大107,900m³、平常時 64,700m³

【注意事項】

- ・取水及び給水制限等に関する記載は、制限内容がより厳しいものが下段になるよう記載している。
- ・取水及び給水制限等の帯は、当該制限等より厳しい制限等が続いている場合は、継続しているものとして記載している。
- ・黄色セルは、湧水対策本部等の設置したことを表している。
- ・緑色セルは、湧水対策本部等の設置に至らないが、節水啓発等を目的とした組織を設置したことを表している。
- ・桃色セルは、減圧、断水等、給水に係る制限等を表している。
- ・灰色セルは、ダムでの取水制限等、取水に係る制限等を表している。

平成14～15年渇水

○県渇水対策庁内連絡会議設置（H14. 9. 2～H15. 4. 10）

【連絡会議設置前の状況】

〈ダムの貯水率・取水制限の状況〉

- ・石手川ダム：貯水率低下
 - ・第1次取水制限（上水5%など；H14. 6. 27～）
 - ・第2次取水制限（上水10%・農水11%など；H14. 7. 17～
上水10%・農水50%など；H14. 7. 26～）
 - ・第3次取水制限（上水15%・農水50%など；H14. 8. 1～）
 - ・第4次取水制限（上水15%・農水55%など；H14. 8. 20～）
- ・玉川ダム：貯水率低下（H14. 9. 7～ 取水制限実施）

〈利水への影響〉

- ・松山市上水の減圧給水（25%；H14. 9. 2～）

〈市町の渇水対策組織の設置〉

- ・松山市渇水対策委員会（（第1回）H14. 7. 22、（第2回）8. 1）

【連絡会議申合せ事項】

（第1回会議；H14. 9. 3）

- ・松山市内の県関係機関及び施設のより一層の節水に努める。
- ・松山市内の関係団体に対してより一層の節水を呼び掛ける。
- ・渇水情報の収集・提供に努める。

（第2回会議；H14. 10. 29）

- ・松山市内の県関係機関及び施設の更に強力な節水に努める。
- ・松山市内の関係団体に対して更に強力な節水を呼び掛ける。
- ・松山市上水道の減圧強化による影響調査（学校施設・社会福祉施設・医療施設等）を実施する。

【その後の状況】

〈市町の渇水対策組織の設置〉

- ・松山市渇水対策本部（H14. 9. 2～解散（H15. 4. 10））
- ・伊予市渇水対策本部（H14. 11. 5～）

〈ダムの貯水率・取水制限の状況〉

- ・銅山川ダム：H14. 11. 15～工業用水取水制限（～H15. 4. 14）
- ・面河ダム：自主節水（H14. 10. 21～）
- ・石手川ダム：第5次取水制限（H14. 10. 6～）
第6次取水制限（H14. 11. 18～）
第7次取水制限（H15. 1. 31～）
⇒取水制限解除（H15. 4. 9）
- ・玉川ダム：上水10%の取水制限（H14. 9. 7～）⇒解除（H15. 4. 10）
- ・台ダム：H14. 6～平年値を下回る少雨のため…

H15. 1. 6～ 第1次取水制限（上水道25%カット）開始
H15. 2. 28～ 第2次取水制限（上水道30%カット）を開始
（H15. 2中旬に貯水率30%を切ったため）

〈利水への影響〉

- ・松山市上水の減圧給水（25%⇒50%に強化；H14. 10. 28～）
⇒解除（H15. 4. 9）
- ・伊予市上水の減圧給水（H14. 12. 2～H15. 2. 20）

【連絡会議の解散】

石手川ダム及び玉川ダムの貯水率が平年並みに回復し、今後も平年並みの降水量が期待されることから、これらのダムの取水制限が解除されたことにより、県連絡会議を解散した（台ダムの取水制限（上水のみ）は、この時点では継続）。

平成14年 県内湧水チャート

自治体 (地域)	項目	始期	終期	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
愛媛県	愛媛県湧水対策庁内連絡会議	9/2	15/4/10									9/2				
四国中央市	綱山川 3ダム 確保貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	92.2 92.1 91.6 91.3 92.7 101	103 101 97.1 94.4 90.9 87.2	85.4 83.0 81.3 77.8 73.8 69.6	73.8 72.9 71.0 69.0 63.3 58.0	52.9 52.7 53.6 56.9 65.2 66.6	65.4 62.9 59.8 58.4 55.6 53.5	53.9 55.1 92.8 99.7 103 101	99.7 97.9 96.9 96.3 93.7 90.3	99.4 103 101 99.0 96.9 93.6	88.6 84.8 82.1 79.0 75.8 72.7	68.5 65.7 62.7 59.7 56.9 54.1	51.9 49.7 47.8 47.0 46.6 50.6	
	自主節水 (工水10%)	3/26 11/1	7/9 15/4/13			3/26				7/9				11/1		
	取水制限(工水20%)	4/26 11/15	7/8 15/4/7				4/26			7/8				11/15		
	取水制限(工水25%)	12/5	15/3/10												12/5	
今治市	玉川ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	100 99.7 99.1 99.1 99.7 99.7	99.6 99.0 98.2 97.0 95.9 95.3	95.8 97.1 99.3 99.3 98.5 98.0	99.5 98.9 98.5 98.7 98.6 99.1	98.0 99.3 99.2 98.5 99.7 99.9	99.7 99.3 95.9 91.7 91.9 97.0	99.0 98.8 98.9 99.3 99.9 97.8	92.8 86.9 83.2 80.6 76.0 71.7	66.0 61.7 58.4 55.6 57.6 55.9	56.4 55.2 54.6 54.1 55.0 56.0	55.8 55.3 54.6 54.4 53.9 53.3	52.6 52.7 52.9 52.4 55.1 58.0	
	取水制限 (上水10%)	9/7	15/4/10									9/7				
	取水制限 (上水10%+自主10%)	11/26	-											11/26		
	台ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	98.7 97.9 97.2 96.5 95.9 95.2	94.9 94.2 93.2 92.2 91.1 90.1	90.1 90.5 90.8 90.4 89.5 88.5	90.1 89.4 88.7 88.8 100 100	100 100 100 100 100 100	100 99.6 98.7 99.7 100 100	100 100 100 100 100 99.6	97.7 95.7 93.6 91.5 88.7 86.7	83.9 81.8 79.1 76.4 75.4 73.0	71.2 68.9 67.1 65.0 63.4 61.6	59.3 57.2 55.3 53.4 51.5 49.4	47.2 46.0 44.6 42.7 42.4 42.2	
松山市	松山市湧水対策本部	9/2	15/4/9									9/2				
	松山市公営企業局湧水対策委員会	-	-							7/22	8/1					
	減圧給水 (25%)	9/2	15/4/9									9/2				
	減圧給水 (50%)	10/28	15/4/9										10/28			
	石手川ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	98.9 98.7 98.4 98.1 97.8 97.5	97.3 96.8 96.4 96.1 95.7 95.5	95.2 95.6 99.3 99.2 99.0 99.3	99.5 99.3 99.1 99.0 99.0 98.8	98.4 99.0 99.1 99.6 99.1 99.0	98.8 98.1 92.2 90.3 85.6 82.8	82.2 81.3 78.4 72.5 70.5 65.7	63.8 61.7 59.9 57.5 54.0 50.6	46.4 46.6 45.4 43.4 49.0 48.9	49.1 49.1 48.7 47.7 47.0 46.4	45.0 45.2 44.5 43.5 42.1 41.1	40.3 39.9 39.1 37.9 38.7 40.5	
	取水制限 (上水 5%農水5.5%かんがい10%)	6/27	15/4/9						6/27							
	取水制限 (上水10%農水11%かんがい30%)	7/17	15/4/9							7/17						
	取水制限 (上水10%農水50%かんがい30%)	7/26	15/4/9							7/26						
	取水制限 (上水15%農水50%かんがい50%)	8/1	15/4/9								8/1					
	取水制限 (上水15%農水55%かんがい50%)	8/20	15/4/9									8/20				
	取水制限 (上水15%農水33%かんがい33%*)	10/6	15/4/9										10/6			
取水制限 (上水18%農水50%かんがい50%)	11/18	15/4/9											11/18			
工水使用60%削減要請	10/24	15/4/9											10/24			
伊予市	伊予市湧水対策本部	11/5	15/3/5											11/5		
	減圧給水(20~25%)	12/2	15/2/20												12/2	
久万高原町	面河ダム 貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	79.1 77.4 75.8 75.6 82.1 86.2	85.9 79.7 77.1 74.8 73.7 75.2	78.6 81.3 84.2 80.2 75.9 73.4	75.6 76.5 81.4 83.0 85.6 88.5	89.3 92.4 93.9 93.6 96.6 96.0	95.9 95.4 88.8 82.1 76.3 72.8	75.1 78.4 86.0 89.4 89.9 88.0	89.3 84.7 77.9 72.7 68.7 62.3	61.5 67.1 62.3 55.5 48.9 41.2	37.2 30.4 28.6 27.4 26.4 25.6	24.3 25.5 27.4 30.1 30.0 29.4	29.2 29.7 30.8 31.0 34.4 39.1	
	自主節水(工水10%)	10/21	15/3/14										10/21			
宇和島市	須賀川ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	87.4 84.7 81.0 77.8 75.2 73.1	85.9 85.5 83.6 81.0 78.5 75.4	74.4 75.4 80.6 79.9 77.8 75.7	74.5 71.4 71.7 70.1 77.4 82.1	85.1 91.1 91.0 90.3 96.6 96.7	93.3 89.7 85.9 83.7 80.8 78.7	90.6 96.5 99.2 97.9 100 100	100 100 99.7 97.8 94.3 90.3	93.1 100 100 100 100 99.2	100 99.8 97.3 94.7 91.7 88.0	83.2 79.4 75.7 71.2 67.9 66.5	65.2 64.3 63.8 62.5 64.8 70.4	
	取水制限 (上水12~14千→5~7千m ³ /日)	11/25	15/2/4											11/19		
	山財ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	94.4 92.4 89.7 87.3 85.9 85.0	96.0 98.1 98.5 98.0 97.1 95.5	94.8 96.7 100 100 100 99.6	97.5 90.3 85.6 83.3 82.3 89.1	95.1 98.2 96.0 98.0 100 99.9	99.7 94.8 88.6 90.4 82.7 82.7	97.9 98.1 99.0 100 100 100	100 100 100 100 99.7 99.1	92.0 99.4 100 100 100 99.9	100 100 100 100 100 98.6	95.1 92.3 89.7 84.2 76.1 69.0	67.2 66.6 66.3 64.9 67.6 75.4	
	不特定用水の調整 (流入量=放流量)	11/25	15/1/29												12/2	

※ 農水、かんがいのカット率の減少は、10/5にかんがい期が終わったことに伴い実施されたもので、実際の取水量では、農水69,984m³/d→34,732m³/d かんがい12,500m³/d→6,657m³/dとより厳しい制限となっている。

- 【注意事項】**
- ・取水及び給水制限等に関する記載は、制限内容がより厳しいものが下段になるよう記載している。
 - ・取水及び給水制限等の帯は、当該制限等より厳しい制限等が続いている場合は、継続しているものとして記載している。
 - ・黄色セルは、湧水対策本部等の設置したことを表している。
 - ・緑色セルは、湧水対策本部等の設置に至らないが、節水啓発等を目的とした組織を設置したことを表している。
 - ・桃色セルは、減圧、断水等、給水に係る制限等を表している。
 - ・灰色セルは、ダムでの取水制限等、取水に係る制限等を表している。

平成15年 県内湧水チャート

自治体 (地域)	項目	始期	終期	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
愛媛県	愛媛県湧水対策庁内連絡会議	14/9/2	4/10				4/10								
四国中央市	銅山川 3ダム 確保貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	50.8 51.2 50.8 50.1 49.3 48.7	48.8 46.7 47.3 47.1 46.6 47.4	47.4 53.5 62.3 64.2 67.5 68.7	68.2 75.3 88.2 92.1 84.3 76.7	70.5 68.3 66.7 72.3 76.5 76.1	101 115 112 109 114 110	106 107 101 103 101 102	99.8 98.0 104 102 103 102	101 98.5 96.3 103 102 101	94.7 91.8 89.8 99.8 100 99.4	97.2 95.7 97.9 97.4 95.8 94.0	96.4 98.0 97.6 102 101 101
	自主節水 (工水10%)	14/11/1 5/6	4/13 5/30				4/13	5/6	5/30						
	取水制限(工水20%)	14/11/15	4/7				4/7								
	取水制限(工水25%)	14/12/5	3/10			3/10									
今治市	玉川ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	58.4 59.1 58.8 58.4 57.9 58.1	60.1 59.8 60.6 61.1 61.7 63.7	64.6 68.4 70.7 72.4 75.3 77.3	78.5 86.0 91.4 94.4 95.7 99.0	100 99.5 99.7 99.4 100 99.6	99.3 100 98.8 96.1 98.6 99.5	99.9 99.4 99.5 99.8 98.8 99.9	99.9 99.6 99.2 99.1 99.9 99.1	99.9 99.9 99.3 99.4 99.8 99.8	99.9 99.8 99.5 99.5 99.7 99.8	99.2 99.0 99.0 99.2 99.6 99.5	99.3 99.5 99.4 99.3 99.3 99.3
	取水制限 (上水10%)	14/9/7	4/10				4/10								
	取水制限 (上水10%+自主10%)	14/11/26	-												
	台ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	40.1 38.4 37.0 35.4 34.1 33.2	32.5 31.5 31.3 30.8 30.6 30.3	29.9 31.1 31.5 31.3 31.2 31.2	30.9 35.8 37.6 37.5 37.3 44.7	49.1 48.9 49.9 58.9 62.9 63.3	64.8 64.9 63.9 62.8 64.0 67.8	72.7 90.7 94.5 100 100 100	100 99.9 100 100 100 99.9	100 99.3 98.6 98.9 98.0 97.2	95.9 94.2 92.9 91.8 90.4 88.7	86.4 87.4 87.6 87.4 87.1 86.4	86.7 86.3 85.4 85.7 84.7 83.6
	取水制限(上水25%)	1/6	5/20	1/6				5/20							
取水制限(上水30%)	2/28	5/20		2/28			5/20								
松山市	松山市湧水対策本部	14/9/2	4/9				4/9								
	減圧給水 (25%)	14/9/2	4/9				4/9								
	減圧給水 (50%)	14/10/28	4/9				4/9								
	石手川ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	39.7 39.3 38.7 38 37.2 37.2	40.3 40.5 42 43.4 45.4 48.2	49 55.6 58.9 60.7 64.9 66.9	68.5 77.8 83.7 83.7 83.2 84.7	87.6 87.8 90.1 93.7 95.6 94.5	94.9 95.7 90.4 84.8 84.2 87.6	92 100 100 99.9 99.9 100	100 99.8 99.4 99.8 100 100	100 99.9 100 100 99.8 99.9	99.6 99.2 98.9 98.8 98.4 98	97.2 98.1 100 99.9 99.6 99.3	99 98.5 98 97.7 97.3 96.9
	取水制限 (上水 5%農水5.5%かんがい10%)	14/6/27	4/9				4/9								
	取水制限 (上水10%農水11%かんがい30%)	14/7/17	4/9				4/9								
	取水制限 (上水10%農水50%かんがい30%)	14/7/26	4/9				4/9								
	取水制限 (上水15%農水50%かんがい50%)	14/8/1	4/9				4/9								
	取水制限 (上水15%農水55%かんがい50%)	14/8/20	4/9				4/9								
	取水制限 (上水15%農水33%かんがい33%)	14/10/6	4/9				4/9								
取水制限 (上水18%農水50%かんがい50%)	14/11/18	4/9				4/9									
取水制限(上水25%農水66.7%かんがい66.7%)	1/31	4/9		1/31		4/9									
工水使用60%削減要請	14/10/24	4/9				4/9									
伊予市	伊予市湧水対策本部	14/11/5	3/5			3/5									
	減圧給水(20~25%)	14/12/2	2/20		2/20										
久万高原町	面河ダム 貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	39.9 41.0 41.2 40.2 39.4 38.9	40.2 39.4 40.0 40.8 40.8 48.9	51.4 64.4 70.8 74.8 81.9 83.2	83.7 89.3 87.7 89.3 87.7 92.1	91.1 90.6 90.3 95.5 94.9 93.7	96.5 96.1 93.4 92.0 97.2 98.5	98.1 97.4 92.9 96.6 93.2 92.8	87.4 82.3 91.9 95.7 92.6 86.5	79.6 71.6 63.7 63.6 55.7 46.0	38.3 31.6 30.5 35.6 37.0 37.7	36.7 39.2 46.5 50.3 51.5 53.4	58.7 60.7 61.7 63.7 64.3 64.7
	自主節水(工水10%)	10/21	3/14			3/14									
宇和島市	須賀川ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	69.8 70.3 69.3 67.3 64.3 61.5	71.6 70.8 73.4 73.4 71.5 69.8	68.6 75.3 92.0 94.9 100 100	99.5 98.5 99.4 99.4 99.9 98.2	100 100 100 92.4 100 97.5	93.1 100 97.0 95.6 98.4 94.9	94.0 91.7 96.1 95.6 99.0 99.1	98.3 97.6 99.8 96.1 100 100	100 98.1 95.3 99.4 99.1 100	99.7 97.3 94.5 100 100 99.9	98.0 98.4 99.4 100 100 100	97.6 100 100 100 99.7 97.8
	取水制限 (上水12~14千→5~7千m ³ /日)	14/11/19	2/4		2/4										
	山財ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	76.2 77.4 76.5 74.6 72.7 71.5	100 100 100 100 100 100	100 99.5 100 100 100 100	98.5 100 97.5 99.6 97.2 97.3	99.4 98.5 98.2 93.7 96.8 93.7	91.0 95.2 89.3 91.1 93.1 92.9	98.7 95.7 95.3 98.1 94.5 100	100 100 95.0 98.2 100 98.5	97.6 99.8 98.4 91.7 93.9 98.0	99.9 100 99.8 100 98.5 99.6	99.4 98.6 95.7 97.5 98.1 96.5	98.0 94.6 95.7 99.0 98.5 99.8
	不特定用水の調整 (流入量=放流量)	14/11/25	1/29		1/29										

【注意事項】

- ・取水及び給水制限等に関する記載は、制限内容がより厳しいものが下段になるよう記載している。
- ・取水及び給水制限等の帯は、当該制限等より厳しい制限等が続いている場合は、継続しているものとして記載している。
- ・黄色セルは、湧水対策本部等の設置したことを表している。
- ・緑色セルは、湧水対策本部等の設置に至らないが、節水啓発等を目的とした組織を設置したことを表している。
- ・桃色セルは、減圧、断水等、給水に係る制限等を表している。
- ・灰色セルは、ダムでの取水制限等、取水に係る制限等を表している。

平成19年渇水

○県渇水対策庁内連絡会議設置（H19. 6. 28～H19. 7. 17）

【連絡会議設置前の状況】

〈ダムの貯水率・取水制限の状況〉

- ・銅山川3ダム：第1次取水制限（工水10%；H19. 2. 2～）
第2次取水制限（工水20%；H19. 2. 16～）
第3次取水制限（工水25%；H19. 4. 9～）
第4次取水制限（上水5%・工水30%；H19. 6. 8～）
- ・石手川ダム：第1次取水制限（上水10%・かんがい10%等；H19. 6. 4～）
第2次取水制限（上水13%・農水16.7%；H19. 6. 15～）
第3次取水制限（上水18-23%・農水27.8%等；H19. 6. 22～）

〈利水への影響〉

- ・松山市上水の減圧給水（25%（H19. 6. 12～）⇒50%（H19. 6. 27～7. 6））

〈市町の渇水対策組織の設置〉

- ・四国中央市渇水対策本部（H19. 6. 21～）
- ・今治市渇水対策本部（H19. 6. 18～）
- ・松山市渇水対策本部（H19. 6. 19～）
- ・伊予市節水対策委員会（H19. 6. 14～）
- ・東温市渇水対策委員会（H19. 6. 29～）

【連絡会議申合せ事項】

- ・県関係機関及び施設では、より一層の節水に努める。
- ・関係団体に対して、より一層の節水を呼び掛ける。
- ・渇水状況の収集・提供に努めること。

【その後の状況】

〈市町の渇水対策組織の解散〉

- ・四国中央市渇水対策本部（～H19. 7. 15）←銅山川ダム取水制限緩和（H19. 7. 13）
- ・今治市渇水対策本部（～H19. 7. 10）
- ・松山市渇水対策本部（～H19. 7. 6）←減圧給水解除、石手川ダム取水制限解除
- ・伊予市節水対策委員会（～H19. 7. 13）
- ・東温市渇水対策委員会（～H19. 7. 12）

〈ダムの貯水率・取水制限の状況〉

- ・玉川ダム；取水制限（上水20%等；H19. 6. 29⇒解除7. 3）
- ・台ダム：取水制限（上水25%等；H19. 6. 29⇒解除7. 18）

【連絡会議の解散】

H19. 7月中旬の台風4号に伴う降雨により、県内ほとんどのダムの貯水率が概ね100%に回復し、松山市・今治市及び四国中央市に設置されていた渇水対策本部が全て解散されるなどしたため、渇水の懸念が解消されたとして県連絡会議を解散した。

平成19年 県内湧水チャート

自治体 (地域)	項目	始期	終期	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
愛媛県	愛媛県湧水対策庁内連絡会議	6/28	7/17						6/28	7/17					
新居浜市	鹿森ダム ^{※1}	-	-												
	自主節水 工水15%	2/7 4/11 9/7 11/29	3/29 7/3 9/16 20/3/1		2/7		3/29		4/11		7/3		9/7	9/16	11/29
四国中央市	四国中央市湧水対策本部	6/21	7/15						6/21	7/15					
	銅山川 3ダム 確保貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	68.6 68.9 68.6 67.9 67.1 66.0	60.8 57.0 53.5 50.5 48.7 48.2	47.4 46.8 46.9 46.2 44.4 43.7	42.8 41.3 39.3 37.2 35.7 33.2	30.5 29.5 28.9 27.2 26.3 24.7	22.4 20.4 18.3 15.9 15.9 16.9	16.6 20.8 30.6 102 102 101	99.9 103 102 100 98.9 96.5	92.7 90.3 86.9 83.4 102 100	93.3 90.0 89.5 88.0 85.5 82.6	82.9 80.8 78.8 76.3 73.6 70.6	67.6 64.7 61.7 60.6 59.7 61.4
	自主節水(工水10%)	18/11/17 11/30	7/14 20/3/21								7/14				11/30
	取水制限(工水20%)	2/2 12/14	7/14 20/3/21		2/2						7/14				12/14
	取水制限(工水25%)	2/16	7/14		2/16						7/14				
	取水制限(工水30%、上水5%)	4/9	7/14				4/9				7/14				
	取水制限(工水35%、上水10%、農水10%)	6/8	7/14						6/8		7/14				
取水制限(工水50%、上水15%、農水15%)	7/4	7/12							7/4	7/12					
今治市	今治市湧水対策本部	6/18	7/10						6/18	7/10					
	玉川ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	98.9 98.6 98.6 98.6 98.8 98.6	98.2 97.7 97.8 98.3 98.9 98.6	98.5 98.5 98.3 98.2 97.8 99.1	98.6 98.2 97.6 97.2 98.2 98.7	97.3 97.5 97.2 95.9 95.0 95.8	94.6 93.0 86.3 78.9 72.0 69.0	66.6 77.2 89.9 97.2 99.5 100	99.6 99.4 99.5 99.7 98.1 95.3	92.2 89.6 85.8 82.5 83.1 83.5	83.7 84.3 91.8 94.9 97.2 98.4	98.7 99.1 98.6 98.4 97.9 97.4	97.0 97.8 98.1 98.5 97.6 99.0
	自主節水(上水10%・工水自主節水・農水 水管理に努める)	6/11	7/10						6/11	7/10					
	自主節水(上水10~20%・工水自主節水・農水 水管理に努める)	7/3	7/10							7/3	7/10				
	取水制限(上水20%・工水60%・農水 水管理の充実)	6/29	7/3						6/29	7/3					
台ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	89.0 88.3 87.0 85.9 85.6 84.2	82.1 80.2 78.8 77.7 76.8 76.4	75.6 74.3 72.7 71.3 69.8 68.4	66.7 65.1 63.3 61.4 59.9 58.8	57.0 55.4 54.7 52.6 51.5 50.9	49.1 46.9 45.5 43.5 41.3 40.7	40.3 61.0 72.6 93.9 100 100	100 100 98.6 96.7 94.8 93.2	91.8 90.5 88.5 86.7 86.1 84.2	82.8 80.8 79.5 77.7 75.3 73.3	71.6 69.9 68.4 66.4 64.4 62.3	60.6 59.3 57.6 55.9 53.9 55.9	
取水制限(上水25%・農水0.005m ³ /sに削減)	6/29	7/18							6/29	7/18					
松山市	松山市湧水対策本部	6/19	7/6						6/19	7/6					
	松山市公営企業局対策委員会(常設)	-	-						6/4	6/11					
	減圧給水(上水25%)	6/12	7/6						6/12	7/6					
	減圧給水(上水50%)	6/27	7/6						6/27	7/6					
	養下簡易水道(荏原)井戸の枯渇による断水	11/23	12/15											11/23	12/15
	石手ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	92.8 92.2 91.2 89.8 89.1 87.4	85.9 85.2 85.1 85.1 85.8 86.6	86.9 87.2 87.3 87.1 86.5 86.3	87.3 87.7 87.8 86.6 86.7 86.8	86.0 85.2 85.3 83.4 81.6 80.7	79.4 76.3 66.9 55.7 47.1 48.1	46.5 78.4 98.2 99.6 99.9 100	100 100 99.9 99.9 99.4 97.9	95.8 94.7 92.6 89.8 90.9 90.5	88.1 86.3 91.2 91.1 91.0 89.6	88.6 87.3 86.0 84.6 83.6 82.6	81.5 80.1 79.2 78.3 76.6 77.0
	自主節水(農水33% かんがい35%)	12/1	-												12/1
	自主節水(上水5%)	1/25	10/6 ^{※2}	1/25										10/6	
	自主節水(上水5% かんがい35%)	10/6	12/1 ^{※2}											10/6	12/1
	自主節水(上水5% 農水33.3%)	1/29	6/15	1/29						6/15					
	自主節水(上水10% 農水20%)	9/1	10/1 ^{※2}									9/1	10/1		
	自主節水(上水10% 農水45.5% かんがい2%)	4/11	6/15				4/11			6/15					
	自主節水(上水20% 農水33.3% かんがい35%)	7/6	9/1 ^{※2}								7/6				
	取水制限(上水10% 農水0~66.7% かんがい10%)	6/4	7/6							6/4	7/6				
	取水制限(上水13% 農水16.7% かんがい20%)	6/15	7/6							6/15	7/6				
取水制限(上水18% 農水27.8% かんがい25%)	6/22	7/6							6/22	7/6					
取水制限(上水18%+自主節水5% 農水27.8% かんがい25%)	6/25	7/6							6/25	7/6					
取水制限(上水18%+自主節水5% 農水27.8% かんがい35%)	6/29	7/6							6/29	7/6					
取水制限(上水30% 農水33.3% かんがい35%)	7/1	7/6							7/1	7/6					
伊予市	伊予市節水対策委員会	6/14 12/20	7/13 20/2/5						6/14	7/13					12/20
東温市	東温市湧水対策委員会	6/29	7/12						6/29	7/12					
久万高原町	面河ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)			58.5 59.5 59.7 59.3 60.2 59.9	59.3 58.6 60.0 62.4 66.0 68.9	69.3 70.3 70.9 70.3 69.9 73.5	77.3 79.5 79.8 79.2 80.7 82.5	83.4 84.6 87.6 87.7 87.9 89.4	91.9 92.1 85.4 77.6 74.0 75.1	73.8 88.1 95.9 99.4 97.8 93.7	87.2 92.9 91.1 86.0 81.0 74.9	66.8 59.6 52.0 45.9 55.8 51.2	44.8 38.2 41.0 42.8 42.6 41.7	42.0 41.2 40.8 40.9 39.7 38.5	37.1 36.1 34.8 34.3 33.2 35.0
	自主節水(工水10%)	12/20	20/1/28												12/20
宇和島市	山財ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)			65.0 60.9 59.1 57.3 56.0 55.5	54.5 54.2 53.5 55.7 57.3 62.1	63.3 68.9 74.2 78.0 81.8 94.8	100 100 96.1 91.2 86.7 86.0	81.0 77.6 83.3 80.9 78.3 80.8	86.8 87.7 84.7 83.5 87.2 96.8	100 99.3 100 100 100 100	100 98.6 100 100 100 100	99.8 99.6 97.1 96.9 99.5 100	99.7 97.3 99.6 100 100 100	98.7 96.6 95.1 92.5 89.3 85.2	82.7 79.7 74.9 70.8 66.4 64.3
	不特定用水流量の調整(流入量=放流量)	1/5	3/26	1/5			3/26								
松野町	松野簡易水道 湧水による応急対応(鵜川下流での取水実施)	2/2	2/14		2/2	2/14									

※1 鹿森ダムの工業用水は、別子ダムと併せて運用されているため、ここでは貯水率の記載を省略している。

※2 取水制限等の終期が不明なため、便宜上、当該制限等の緩和日と同日としている。

【注意事項】

- ・取水及び給水制限等に関する記載は、制限内容がより厳しいものが下段になるよう記載している。
- ・取水及び給水制限等の帯は、当該制限等より厳しい制限等が続いている場合は、継続しているものとして記載している。
- ・黄色セルは、湧水対策本部等の設置したことを表している。
- ・緑色セルは、湧水対策本部等の設置に至らないが、節水啓発等を目的とした組織を設置したことを表している。
- ・桃色セルは、減圧、断水等、給水に係る制限等を表している。
- ・灰色セルは、ダムでの取水制限等、取水に係る制限等を表している。

平成20年渇水

○県渇水対策庁内連絡会議設置（H20. 8. 29～H20. 10. 6）

【連絡会議設置前の状況】

〈ダムの貯水率・取水制限の状況〉

- ・銅山川3ダム：第1次取水制限（工水20%；H20. 8. 29～）
- ・鹿森ダム：取水制限（工水30%；H20. 8. 11～）
- ・玉川ダム：自主節水（上水10%、工水60%；H20. 8. 28～）
- ・石手川ダム：第1次取水制限（上水15%・農水33.3%等；H20. 8. 4～）
第2次取水制限（上水17%・農水38.9%等；H20. 8. 19～）
- ・面河ダム：自主節水開始（H20. 8. 29～；工水10%～）

〈利水への影響〉

- ・松山市上水の減圧給水（25%（H20. 8. 8～）⇒50%（H20. 8. 18～））
- ・伊予市上水の減圧給水（25%（H20. 6. 11）⇒40%（H20. 6. 19～））

〈市町の渇水対策組織の設置〉

- ・松山市渇水対策委員会（H20. 8. 4、8. 8）
- ・松山市渇水対策本部（H20. 8. 14）
- ・伊予市節水対策委員会（H20. 8. 18）
- ・東温市渇水対策委員会（H20. 8. 4）

【連絡会議申合せ事項】

- ・中予地域の県機関・関係団体に対して、一層の節水協力を呼びかける。
- ・渇水状況の収集・共有化に努める。

【その後の状況】

〈市町等の渇水対策組織の設置・解散〉

- ・JA単位での干ばつ対策本部を設置（H20. 8月中）
- ・四国中央市渇水対策本部設置（H20. 9. 17⇒H20. 12. 27解散）
- ・松山市渇水対策本部の解散（H20. 10. 6）
- ・伊予市節水対策委員会の解散（H20. 9. 24）
- ・東温市渇水対策委員会の解散（H20. 9. 29）

〈ダムの貯水率・取水制限の状況〉

- ・銅山川3ダム：第2次取水制限（上水5%・工水30%；H20. 9. 17～）

〈利水への影響〉

- ・松山市上水の減圧給水解除（H20. 10. 6）
- ・伊予市上水の減圧給水解除（H20. 9. 24）

【連絡会議の解散】

9月中旬の台風13号、同月下旬の15号の影響により、県内ダムの貯水率が大幅に解消したことから、松山市が減圧給水を解除するとともに渇水対策本部を解散したことを契機に、県連絡会議を解散した（四国中央市の渇水対策本部及び銅山川3ダムの取水制限はこの時点では継続）。

平成20年 県内湧水チャート

自治体 (地域)	項目	始期	終期	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
愛媛県	愛媛県湧水対策庁内連絡会議	8/29	10/6								8/29		10/6		
新居浜市	鹿森ダム ^{※1}	-	-												
	自主節水(工水15%)	19/11/29 7/17	3/1 8/30			3/1				7/17	8/30				
	自主節水(工水15% 農水0.1m/s減)	9/10	9/19									9/10	9/19		
	取水制限(工水30%)	8/11	8/30								8/11	8/30			
四国中央市	銅山川 3ダム 確保貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	62.5 62.5 62 62.2 62 63.2	61 59.3 57.4 55.3 52.6 50.5	52.6 52.9 53.7 61.1 87.2 107	110 107 109 115 106 97.5	90.3 88.4 86.5 86.3 85.0 85.9	89.4 97.9 101 103 102 109	106 103 96.6 93.9 90.7 87.0	82.4 78.4 74.7 70.5 66.4 62.4	59.9 56.8 53.3 50.3 50.5 52.5	51.0 56.0 62.6 65.2 65.6 66.1	65.5 64.1 63.8 62.5 62.2 61.7	62.9 62.9 62.7 63.7 64.2 64.6
	四国中央市湧水対策本部	2/25 9/17	3/21 12/26		2/25	3/21						9/17			12/26
	自主節水(工水10%)	19/11/30 8/18	3/21 21/3/9			3/21					8/18				
	自主節水(工水30%) ^{※2}	12/27	21/1/5												12/27
	取水制限(工水20%)	19/12/14 8/29	3/21 12/26			3/21					8/29				12/26
	取水制限(工水30% 上水5%)	2/25 9/17	3/21 12/26		2/25	3/21							9/17		12/26
今治市	玉川ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	98.2 97.8 97.8 98.2 98.9 99.8	99.7 99.6 99.9 99.6 99.2 99.9	99.8 99.7 99.7 99.9 99.6 99.5	99.7 99.9 99.6 99.7 99.7 99.7	99.8 100 100 99.7 99.6 99.9	100 99.7 98.6 99.5 99.7 99.5	99.9 100 99.0 96.8 94.8 92.7	86.3 79.8 75.4 71.2 66.6 61.3	62.1 62.6 58.9 55.7 59.0 62.8	73.9 87.2 95.9 97.7 98.4 97.9	98.6 99.0 98.8 98.7 98.4 98.6	99.0 99.5 99.1 98.7 98.7 98.8
	自主節水(上水10% 工水60%)	8/28	10/3								8/28		10/3		
松山市	松山市湧水対策本部	8/14	10/6								8/14		10/6		
	松山市公営企業管理局湧水対策委員会(常設)	-	-								8/4 8/8				
	減圧給水(上水25%)	8/8	10/6								8/8		10/6		
	減圧給水(上水50%)	8/18	10/1								8/18		10/1		
	石手川ダム 貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	76.2 75.3 74.3 74.0 73.8 78.2	80.6 82.7 83.6 82.7 82.0 81.1	81.5 82.0 82.4 82.8 85.3 87.3	88.3 88.8 90.5 90.6 90.6 91.7	91.5 91.5 91.4 91.8 91.4 92.1	94.3 96.2 93.1 93.2 94.5 100.0	100.0 99.3 97.8 94.6 91.8 86.9	80.5 75.0 70.0 64.4 58.6 53.1	50.0 48.1 43.9 39.7 39.9 45.8	60.2 74.4 77.8 81.4 81.3 81.8	82.0 81.8 82.7 82.9 82.7 82.8	83.5 86.2 86.9 87.3 87.4 87.9
	自主節水(上水5% 農水33.3% かんがい35%)	1/21	8/4		1/21						8/4				
	自主節水(上水5% 農水45% かんがい35%)	4/11	8/4			4/11				8/4					
	取水制限(上水15% 農水33.3% かんがい30%)	8/4	10/6							8/4				10/6	
	取水制限(上水17% 農水38.93% かんがい35%)	8/19	10/6							8/19				10/6	
	取水制限(上水10% ^{※3} +自主8% 農水33.3% かんがい35%+自主最大60%)	9/1	10/6									9/1		10/6	
取水制限(上水10+自主15% 農水33.3+13.4% かんがい35%+自主最大60%)	9/19	9/30									9/19		10/6		
取水制限(上水20% 農水33.3 かんがい10%+自主最大30%)	10/1	10/6											10/1 10/6		
伊予市	伊予市節水対策委員会	19/12/20 8/18	2/5 9/24		2/5						8/18		9/24		
東温市	東温市湧水対策委員会	8/4	9/29								8/4		9/29		
久万高原町	面河ダム 貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	36.1 36.1 36.3 40.8 42.0 48.3	50.9 52.0 52.1 51.8 51.1 50.7	52.7 53.5 55.3 63.4 73.2 82.3	83.3 82.0 85.5 85.8 84.2 85.2	86.2 86.4 86.7 87.5 88.1 92.4	98.6 99.9 97.8 96.9 95.7 97.0	92.5 91.5 91.2 89.1 85.1 79.8	72.6 64.5 55.8 48.7 40.0 31.1	24.5 18.6 14.8 10.9 15.5 21.3	29.0 40.3 48.4 54.6 55.9 57.5	57.9 57.4 59.8 60.0 61.3 63.2	67.1 69.2 70.7 71.2 70.9 72.3
	自主節水(工水10%)	19/12/20	1/28		1/28										
	自主節水(農水10%)	8/1	10/1								8/1			10/1	
	自主節水(農水20%)	8/26	10/1									8/26		10/1	
	自主節水(農水20%+工水10%)	8/29	10/1									8/29		10/1	
	自主節水(農水30%+工水10%)	9/1	10/1									9/1		10/1	
	自主節水(農水30%+工水30%)	9/4	10/1									9/4		10/1	
	自主節水(農水50%+工水30%)	9/5	10/1									9/5		10/1	
自主節水(農水50%+工水40%)	9/12	10/1									9/12		10/1		
宇和島	山財ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	60.9 58.5 57.0 70.7 75.0 87.3	99.5 99.3 99.4 99.8 99.6 99.1	99.8 100 99.7 98.7 100 99.5	99.9 96.5 100 96.5 100 98.2	100 98.7 99.0 98.1 95.5 96.8	96.1 100 94.3 94.5 96.4 100	99.9 98.4 100 99.8 98.3 91.2	80.6 73.6 72.6 70.8 66.3 59.8	61.9 60.5 61.7 68.7 96.8 99.7	97.1 100 100 99.8 96.8 99.1	100 99.8 99.9 100 99.8 100	99.4 100 100 100 100 100
	不特定用水量の調整(放流量=流入量)	1/4 8/26	1/29 9/22	1/4	1/29						8/26		9/22		
	須賀川ダム貯水率 (1.6.11.16.21.26日)	-	-	56.6 55.4 54.5 58.6 60.6 64.9	75 84.8 87.7 87.9 87.3 86.6	86.3 85.5 84.3 82.9 84.2 97.5	97.5 97.3 97.5 97.3 97.2 97.1	96.7 95.5 95.9 96.6 94.7 97.6	97.5 97.5 96.5 97.5 96.5 95.9	95.9 100 99.5 98.1 97 93.3	88 83.7 3/20 76.4 72.9 70.8	72.4 71.1 67.6 64.8 71 72.9	78.3 92.5 100 100 100 100	100 99.7 100 100 100 99.4	99 98.2 97.5 97.3 96.5 95.6
	減圧給水(上水5%)	1/7	2/1		1/7	2/1									

※1 鹿森ダムの工業用水は、別子ダムと併せて運用されているため、ここでは貯水率の記載を省略している。
 ※2 銅山川第3発電所の点検整備による特殊事情により実施した自主節水。
 ※3 上水道のカット率の減少(取水制限分)は、9/1を境に通常の取水量が89,160m³/d→79,660m³/dになることから実施されたもので、実際の取水量は74,000m³/d→71,690m³/dへとより厳しい制限となっている。

【注意事項】

- ・取水及び給水制限等に関する記載は、制限内容がより厳しいものが下段になるよう記載している。
- ・取水及び給水制限等の帯は、当該制限等より厳しい制限等が続いている場合は、継続しているものとして記載している。
- ・黄色セルは、湧水対策本部等の設置したことを表している。
- ・緑色セルは、湧水対策本部等の設置に至らないが、節水啓発等を目的とした組織を設置したことを表している。
- ・桃色セルは、減圧、断水等、給水に係る制限等を表している。
- ・灰色セルは、ダムでの取水制限等、取水に係る制限等を表している。

平成21年渇水

○県渇水対策庁内連絡会議設置（H21. 6. 9～H21. 8. 5）

【連絡会議設置前の状況】

〈ダムの貯水率・取水制限の状況〉

- ・銅山川3ダム：取水制限（工水20%（H21. 5. 1～）⇒30%（H21. 5. 27～））
- ・鹿森ダム：取水制限（工水30%（H21. 5. 28～）⇒40%（H21. 6. 5～））

〈利水への影響〉

- ・松山市上水の減圧給水（25%（H21. 5. 22～）⇒50%；H21. 5. 29～）

〈市町の渇水対策組織の設置〉

- ・西条市渇水対策本部（H21. 6. 8）
- ・松山市渇水対策本部（H21. 6. 5）
- ・東温市渇水対策委員会（H21. 6. 3）
- ・砥部町渇水対策本部（H21. 6. 9）
- ・大洲市渇水対策本部（H21. 6. 9）
- ・西予市渇水対策委員会（H21. 6. 9）

【連絡会議申合せ事項】

- ・渇水情報の収集・共有化に努めること。
- ・県関係機関及び施設でのより一層の節水に努めること。
- ・県ホームページで県内の水源状況を公開すること。

【その後の状況】

〈ダムの貯水率・取水制限の状況〉

- ・鹿森ダム：取水制限（工水50%（H21. 6. 19～6. 30解除））
- ・須賀川ダム：取水制限（上水37%（H21. 6. 22～7. 2解除））

〈利水への影響〉

- ・伊予市上水の減圧給水（25%；H21. 6. 11～7. 2、40%；H21. 6. 19～6. 30）
- ・宇和島市減圧給水（H21. 6. 10～⇒7. 2～順次解除）
- ・砥部町時間給水（6時～23時；H21. 6. 11～6. 22）
- ・鬼北町減圧給水（H21. 6. 16～⇒7. 1～順次解除）

〈市町の渇水対策組織の解散〉

- ・西条市渇水対策本部（H21. 7. 2）
- ・松山市渇水対策本部（H21. 7. 2）
- ・伊予市節水対策委員会（設置H21. 7. 10⇒解散H21. 7. 16）
- ・東温市渇水対策委員会（H21. 7. 3）
- ・砥部町渇水対策本部（H21. 7. 6）
- ・大洲市渇水対策本部（H21. 6. 30）
- ・西予市渇水対策委員会（H21. 7. 3）

【連絡会議の解散】

梅雨前線による7～8月初頭の降雨により、取水制限を行っていた銅山川3ダムの貯水率が回復し、四国中央市渇水対策本部が解散となったことから、県内市町の渇水対策組織が全て解散となったため、県渇水対策連絡会議を解散した。

平成21年 県内湧水チャート

自治体 (地域)	項目	始期	終期	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
愛媛県	愛媛県湧水対策庁内連絡会議	6/9	8/5						6/9		8/5				
新居浜市	鹿森ダム※1	-	-												
	自主節水（工水15%）	4/9	6/30				4/9				6/30				
	取水制限（工水30%）	5/28	6/30						5/28		6/30				
	取水制限（工水40%）	6/5	6/30						6/5		6/30				
	取水制限（工水50%）	6/19	6/30						6/19	6/30					
西条市	西条市水対策本部	6/8	7/2						6/8	7/2					
四国中央市	四国中央市湧水対策本部	6/12	8/5						6/12		8/5				
	銅山川3ダム 確保貯水率（1.6.11.16.21.26日）	-	-	64.7 64.7 64.4 64.0 64.4 67.3	69.2 72.4 71.2 70.9 71.5 78.2	81.8 84.3 86.5 92.2 94.7 96.6	95.1 92.8 89.2 85.6 75.2 68.5	62.3 60.3 58.3 55.5 52.6 49.8	46.5 43.7 40.7 38.1 35.0 33.8	33.3 36.3 34.1 33.0 30.9 43.8	56.4 62.0 91.2 103 101 98.4	95.2 91.7 88.0 84.1 79.9 75.7	68.5 65.5 71.4 70.3 67.9 65.2	62.0 60.2 59.0 76.9 84.6 86.6	86.6 86.1 84.8 86.2 87.5 88.8
	自主節水（工水10%）	4/24 10/1	8/10 11/16				4/24				8/10			10/1	11/16
	自主節水（工水25%）※2	1/6	3/9	1/6	3/9										
	自主節水（工水30%）※2	20/12/27	1/5	1/5											
	取水制限（工水20%）	5/1 11/5	8/10 11/16					5/1				8/10		11/5	11/16
	取水制限（工水25%）	5/27	8/10						5/27			8/10			
	取水制限（工水25% 上水5%）	8/5	8/10									8/5 8/10			
	取水制限（工水30% 上水5%）	6/12	8/4							6/12		8/4			
松山市	松山市湧水対策本部	6/5	7/2						6/5	7/2					
	松山市公営企業局湧水対策委員会（常設）	-	-						5/22 5/27						
	減圧給水（上水25%）	5/22	7/2						5/22		7/2				
	減圧給水（上水50%）	5/29	7/2						5/29		7/2				
	地下水位（南高井）	-	-	2.76 2.99 3.19 3.39 3.49 2.57	2.41 2.34 2.41 2.47 2.44 2.28	2.26 2.32 2.36 2.18 2.28 2.32	2.43 2.44 2.62 2.82 3.01 3.14	3.19 3.34 3.7 4.28 4.83 5.3	5.82 6.12 5.79 5.49 4.94 3.59	2.15 2.09 2.16 2.17 2.23 1.99	2.05 2.04 1.93 2.09 2.2 2.32	2.5 2.66 2.76 2.83 3.06 3.37	3.59 3.59 2.43 2.5 2.66 2.88	3.26 3.51 3.47 2.41 2.3 2.43	2.61 2.81 3.04 3.34 3.56 3.78
	地下水位（天皇泉）	-	-	2.2 2.38 2.54 2.68 2.83 2.39	2.22 1.68 1.87 2.14 2.22 1.49	1.28 1.53 1.59 1.23 1.47 1.51	1.84 1.85 2.11 2.32 2.53 2.49	2.72 2.9 3.09 3.28 3.55 3.84	4.37 4.89 4.97 4.41 4.74 2.74	1.25 1.03 1.18 1.51 1.3 0.68	0.93 0.94 0.7 0.97 1.17 1.23	1.27 1.31 1.54 1.38 1.74 2.03	2.05 1.85 1.49 1.59 1.78 2.01	2.37 2.41 2.83 1.65 1.67 1.85	2.01 2.28 2.49 2.62 2.86 3.03
	石手川ダム 貯水率（1.6.11.16.21.26日）	-	-	88.0 88.0 87.9 87.6 87.6 87.7	88.1 88.9 89.3 89.6 90.1 92.4	93.7 94.4 94.9 100 100 100	99.9 99.9 99.8 100 100 100	99.9 98.6 97.4 95.8 94.3 92.6	89.7 86.4 76.1 65.4 52.6 47.2	58.0 85.0 88.0 91.2 90.3 100	100 100 100 100 99.9 99.3	97.3 96.8 96.2 95.6 95.3 95.1	95.8 96.7 99.0 98.7 98.4 98.0	97.4 97.5 97.5 99.4 99.1 98.6	98.0 97.3 96.6 96.0 95.3 94.7
	取水制限（農水11.1% かんがい5%+自主30%）	6/13	7/2							6/13	7/2				
	取水制限（上水5% 農水22.2% かんがい10% + 自主30%）	6/24	7/2							6/24	7/2				
	取水制限（上水23%+自主2% 農水27.8% かんがい10%+自主30%）	7/1	7/2								7/1 7/2				
伊予市	伊予市湧水対策本部	6/10	7/2						6/10	7/2					
	伊予市節水対策委員会	6/4	7/16						6/4		7/16				
	減圧給水（上水25%）	6/11	7/3						6/11		7/3				
	減圧給水（上水40%）	6/19	7/1						6/19		7/1				
東温市	東温市湧水対策委員会	6/3	7/3						6/3	7/3					
久万高原町	面河ダム（1.6.11.16.21.26日）	-	-	72.0 71.4 70.7 69.9 71.6 76.3	78.3 76.0 72.2 73.8 72.4 78.0	79.5 78.1 77.0 81.9 85.0 86.0	85.5 84.8 84.2 84.1 83.7 85.5	86.7 86.6 86.0 85.1 84.4 83.9	83.0 82.2 76.2 70.7 63.2 63.1	68.1 81.5 82.6 82.6 80.5 87.5	88.1 89.9 94.4 93.1 87.6 81.5	74.1 68.5 62.5 55.2 48.2 41.3	34.6 29.1 34.8 34.7 33.9 32.7	31.4 31.3 30.8 39.5 43.7 44.6	44.6 44.3 43.6 44.7 44.4 44.1
	自主節水（農水10% 工水10%）	6/26	7/9							6/26	7/9				
砥部町	砥部町湧水対策本部	6/9	7/6						6/9	7/6					
	17時間給水（6時～23時）	6/11	6/22						6/11	6/22					
大洲市	大洲市湧水対策本部	6/9	6/30						6/9	6/30					
西予市	西予市湧水対策委員会	6/9	7/3						6/9	7/3					
宇和島市	須賀川ダム貯水率（1.6.11.16.21.26日）	-	-	93.6 93.5 92.9 92.0 90.7 90.3	95.0 96.9 96.5 95.6 95.7 97.0	97.0 97.0 97.0 97.0 96.9 96.9	96.9 96.4 94.5 92.6 90.0 88.0	84.9 81.8 78.5 76.0 74.8 74.5	69.4 65.2 61.5 58.6 54.8 55.7	75.5 99.8 99.4 97.9 96.4 101	96.6 96.5 95.7 96.7 96.4 96.2	95.8 94.1 91.7 89.3 86.7 84.2	81.3 80.1 84.3 82.4 80.3 78.7	79.9 77.6 76.4 83.6 91.1 94.1	93.6 92.5 91.4 91.7 91.6 90.3
	取水制限（上水37%）	6/22	7/1							6/22	7/1				
	山財ダム貯水率（1.6.11.16.21.26日）	-	-	98.6 97.6 95.4 93.2 93.1 93.3	98.1 100 99.2 98.1 97.8 97.1	100 98.1 97.9 100 98.5 99.9	99.7 99.6 96.1 92.5 87.6 82.7	78.8 73.9 68.6 62.6 56.4 51.0	44.0 38.4 38.7 38.2 36.1 58.4	81.7 90.4 98.4 100 95.1 97.1	99.9 98.8 94.9 100 100 99.7	99.9 99.1 97.5 95.3 92.2 88.7	85.0 86.6 99.8 98.7 97.4 95.4	91.9 89.6 91.8 99.4 100 100	99.9 99.6 99.2 98.9 97.6 95.6
	不特定用水量の調整（放流量＝流入量）	6/10	7/2							6/10	7/2				
減圧給水（上水20%）（津島水道企業団）	6/10	7/2							6/10	7/2					
鬼北町	鬼北町湧水対策本部	6/15	6/30						6/15	6/30					
	鬼北町湧水対策会議	6/8	6/15						6/8 6/15						
	減圧給水（上水50%）	6/16	7/1						6/16	7/1					

※1 鹿森ダムの工業用水は、別子ダムと併せて運用されているため、ここでは貯水率の記載を省略している。

※2 銅山川第3発電所の点検整備による特殊事情により実施した自主節水。

【注意事項】

- ・取水及び給水制限等に関する記載は、制限内容がより厳しいものが下段になるよう記載している。
- ・取水及び給水制限等の帯は、当該制限等より厳しい制限等が続いている場合は、継続しているものとして記載している。
- ・黄色セルは、湧水対策本部等の設置したことを表している。
- ・緑色セルは、湧水対策本部等の設置に至らないが、節水啓発等を目的とした組織を設置したことを表している。
- ・桃色セルは、減圧、断水等、給水に係る制限等を表している。
- ・灰色セルは、ダムでの取水制限等、取水に係る制限等を表している。

〈渇水危機を回避した要因〉

9月上旬の秋雨前線による降雨により、石手川ダムや玉川ダムの貯水率が回復した(ただし、台ダムの渇水危機は、翌年3月まで継続)。

【平成17年度】

〈ダムの貯水率・取水制限の状況〉

- ・銅山川3ダムの取水制限：第1次（工水20%；H17.5.27～）
第2次（工水25%；H17.6.13～）
第3次（上水5%・工水30%；H17.6.27～7.12）
- ・鹿森ダムの取水制限：工水40%（H17.6.18～）⇒解除（7.4）
- ・玉川ダムの取水制限：第1次（上水20%・工水60%；H17.6.28～）⇒解除（7.8）
- ・石手川ダムの取水制限：第1次（上水5%等；H17.6.21～）
第2次（上水15%等；H17.6.30～）⇒解除（7.4）

〈利水への影響〉

- ・伊予市上水の減圧給水（25%；H17.7.1～7.3）

〈市町の渇水対策組織の設置〉

- ・松山市渇水対策委員会（H17.6.17）
- ・今治市渇水対策本部（H17.6.15～7.11）
- ・西条市水対策本部（H17.6.10～）⇒渇水対策協議会開催（7.6）
- ・新居浜市水対策情報連絡会議（H17.6.30）
- ・伊予市節水対策委員会（H17.6.24）⇒渇水対策本部（7.1～7.5）
- ・東温市渇水対策委員会（H17.6.24）

〈渇水危機を回避した要因〉

7月上旬の降雨により、県下市町的生活用水の給水制限が全て解除された。

〈その他（参考）〉

渇水対策庁内担当者会議を開催（H17.7.6）

同日、庁内連絡会議を開催予定としていたが、開催を延期し、担当者レベルの会議に振り替えて実施

【平成24年度】

〈ダムの貯水率・取水制限の状況〉

- ・銅山川3ダムの取水制限（第1次（工水20%）；H24.6.15～6.21解除）

〈利水への影響〉

- ・松山市上水道の減圧給水（第1次（25%；H24.6.8～6.20解除）

〈市町の渇水対策組織の設置〉

- ・松山市渇水対策委員会設置（H24.6.4）

〈渇水危機を回避した要因〉

台風4号や梅雨時期の降雨により、水源状況が順次回復した。

【平成29年度】

〈ダム貯水率・取水制限の状況〉

- ・石手川ダムの取水制限（第1次；H29.7.1～8.9、第2次；9.12～9.19）
- ・玉川ダムの取水制限（上水10%；6.16～8.8）
- ・銅山川3ダムの第3次取水制限（H29.6.19～8.8）

〈市町の渇水対策組織の設置〉

- ・四国中央市渇水対策本部（H29.6.9）⇒解散（8.8）
- ・今治市渇水対策本部（H29.7.19）⇒解散（9.19）
- ・松山市渇水対策委員会（第1回（H29.7.3）、第2回（9.12））

〈渇水危機を回避した要因〉

9月中旬の台風18号による降雨により、取水制限が順次解除された。

〈その他（参考）〉

8月の台風5号による降雨以降は降雨が少ない状態が続き、石手川ダムでは2度目の取水制限に入り、9月6日には「国道317号水が峠トンネル内の湧水の利用に関する協定」に基づく送水の要請が松山市からあったが、国体開催が近づきボート競技開催への影響が懸念されたこともあって、県から同市に対し延期を申入れ

【平成31（令和元）年度】

◎梅雨入りが観測史上最も遅い6月26日となった。

〈ダム貯水率・取水制限の状況〉

- ・銅山川3ダムの第3次取水制限（H31.4.15～R元7.22）
- ・石手川ダムの取水制限（6.25～7.19）
- ・玉川ダムの取水制限（上水10%；R元.6.16～7.19）

〈利水への影響〉

- ・松山市上水道の減圧給水（第1次（25%）R元.6.3～R元.7.19）

〈市町の渇水対策組織の設置〉

- ・四国中央市渇水対策本部（H31.4.15）⇒解散（R元.7.12）
- ・今治市渇水対策本部（R元.6.25）
- ・松山市渇水対策委員会（第1回（R元.5.24）、第2回（6.3））

〈渇水危機を回避した要因〉

令和元年7月5日時点で、連絡会議設置に向けた準備をしていたが、梅雨入り後の断続的な降雨があり各水源の取水制限も順次解除されたことなどから、設置を見送った。

5 海水淡水化装置の導入状況

(1) 県内の導入状況

次の表のとおりである（稼働中のものに限る。）。

施設名	運転開始 (年月)	設置場所	用途	淡水化 方式	原水	給水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)
二神海水淡水化施設	H9.4	松山市 二神島	簡易 水道用	逆浸透法	海水	45
長師海水淡水化施設	H13.9	松山市 中島	簡易 水道用	逆浸透法	海水	100
釣島海水淡水化施設	H14.4	松山市 釣島	簡易 水道用	逆浸透法	海水	30
大下浄水場	H11.4	大下島 (今治市)	簡易 水道用	逆浸透法	海水	75
魚島海水淡水化施設	H29.4	上島町	簡易 水道用	逆浸透法	海水	40
合計						290

※逆浸透法（RO膜浸透法）…水は通すが、塩分は通さない半透明膜で容器を仕切り、その片側に海水を入れ海水に圧力を加えることによって淡水だけを透過させる方法。他の方式に比べて電気消費量が少ない省エネルギー型技術である。

(2) 県外の導入状況

- 全国で12万 $\text{m}^3/\text{日}$ の造水能力(平成31年3月末現在;国土交通省水資源部調べ)
- このうち、水道用水の水源として用いられている海水淡水化プラントは、地域特性に応じて1日当たりの造水能力は数十から数百 m^3 程度の小規模なものが多い。
- 大規模なもの例としては、以下のものがある。

施設名	運転開始 (年月)	設置場所	用途	淡水化 方式	原水	給水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)
沖縄県企業局海水 淡水化センター	H9.4	沖縄県中頭 郡北谷町	生活 用水用	逆浸透法	海水	40,000
海の中道奈多海水 淡水化センター	H17.9	福岡県福岡 市東区奈多	生活 用水用	逆浸透法	海水	50,000